

平成18年第3回美濃市議会定例会会議録目次

第 1 号 (6月2日)	ページ
議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者	1
職務のため出席した事務局職員	2
市長あいさつ	4
開会・開議の宣告	5
諸般の報告及び行政諸般の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	6
議案の上程	6
議案の説明	
報第5号(民生部長 渡辺兼雄君)	6
休憩	6
再開	7
質疑	7
委員会付託省略(報第5号)	7
討論	7
議案の採決	7
議案の上程	7
議案の説明	
議第65号(総務部長 加納和喜君)	7
議第66号・議第67号・議第68号(民生部長 渡辺兼雄君)	8
議第69号(経済建設部長 福井昭次君)	9
議第70号(経済建設部参事兼産業課長 村井純生君)	10
休会期間の決定	10
散会の宣告	11
会議録署名議員	11

第 2 号 (6月14日)

議事日程	12
本日の会議に付した事件	12
出席議員	12
欠席議員	12
説明のため出席した者	12
職務のため出席した事務局職員	13
開議の宣告	14
会議録署名議員の指名	14
議第65号から議第70号まで(質疑)及び市政に対する一般質問	
1 野倉和郎議員	14
1. 市の指定避難所の耐震診断について	
①市が設置した集会場の耐震診断は行われているのかどうか	
②自治会が設置した集会場で避難所に指定した建物に対して、市の負担により耐震診断を実施してはどうか	
2. 地域特性に合わせた人口対策について	
①洲原、下牧、上牧地区の中山間地域へ市外から転居を斡旋するような施策ができないか	
②美濃地区の「うだつの上がる町並み」ならではの創意工夫を凝らした特徴のある人口対策ができないか	
加納総務部長答弁	16
石川市長答弁	16
再 野倉和郎議員	17
2 森 福子議員	18
1. 介護保険制度改正に伴う福祉用具(車いす・特殊寝台)助成の方策について	
2. 成年後見制度に関する計画の推進について	
3. 福祉有償運送の現状と今後の対応について	
渡辺民生部長答弁	20
再 森 福子議員	22
3 山口育男議員	22
1. 市税の電子申告及び納税環境整備について	
加納総務部長答弁	23
4 古田信雄議員	25
1. 市道東端・川端線の道路改良計画について	
2. コミュニティバスの現状と今後の路線の見直し計画について	

福井経済建設部長答弁	26
平林総務部参事兼総合政策課長答弁	26
再 古田信雄議員	27
休憩	28
再開	28
5 日比野 豊議員	28
1. 美濃インター前区画整理地への大規模小売店舗出店計画について	
① 3月議会後の開発事業者からの説明の有無について	
② 美濃市のまちづくりとして、インター前の整備計画案が提示されたが、今後どのような方法で、いつ頃迄に方向付けをされるのか	
石川市長答弁	39
再 日比野 豊議員	30
石川市長答弁	30
再々 日比野 豊議員	31
石川市長答弁	32
6 西部和子議員	33
1. 障害者自立支援法の施行について	
① 関係者への周知徹底はどのようになされているか	
② 障害程度区分の判定を行う審査会へ当事者意見がより反映されるしくみが必要ではないか	
③ 地域生活支援事業の利用者負担をどのように考えているか	
④ 市の役割が増大するが職員体制の充実が必要ではないか	
2. 市民のボランティア活動の推進について	
① ボランティアバンクの現状と課題についてどのように考えているか	
② 資金援助の充実が必要であると思うがどうか	
③ 公的施設の利用料や冷暖房費負担に減免措置を求める	
3. 中濃消防組合における消防力の強化について	
① 消防庁が示す「消防力の整備指針」と現状との乖離について、是正が必要だと考えるがどうか	
② 消防署所等の耐震診断や耐震化の計画はあるか	
休憩	38
再開	38
渡辺民生部長答弁	38
後藤教育長答弁	39
石川市長答弁	40

再	西部和子議員	41
	渡辺民生部長答弁	43
	後藤教育長答弁	43
再々	西部和子議員	44
7	武井牧男議員	44
	1. 平成17年度「わくわく元気セミナー」について	
	①参加予約とその対応について	
	②下牧地区以外の参加状況について	
	③今後の開催について	
	2. 健康づくりについて	
	①健康づくりの拠点として生涯学習センターを利用してはどうか	
	②拠点に健康トレーニング機器が設置できないか	
	③年間を通し健康に関するカリキュラムを組み啓発運動を計画してはどうか	
	3. 介護保険制度の改正による地域密着型サービス、その中での夜間対応型訪問介護体制が構築出来ないか	
	4. ツアーオブジャパン「美濃ステージ」開催について	
	①予算額	
	②交通規制による問題点	
	③通常の道路状況で特に道路整備はしなくてよいか	
	渡辺民生部長答弁	46
	後藤教育長答弁	48
再	武井牧男議員	49
休憩		50
再開		50
8	太田照彦議員	51
	1. 市内における空き家、廃工場等の現状と子供達が安全で安心して暮らせる環境対策について	
	2. 市が進めるケーブルテレビによる地域情報について	
	①具体的にどのような内容を考えているのか	
	②地域情報として放送を予定されているのはいつ頃か	
	後藤教育長答弁	51
	平林総務部参事兼総合政策課長答弁	52
9	塚田歳春議員	53
	1. 道の駅について	
	①人件費や施設の維持管理費など、どう捻出するのか	

- ②生鮮野菜を販売するため 200軒の農家が必要と言われるが、確保できるのか
- ③採算性について、議会答弁で採算のあるやり方を17年度中に検討するとされているが、どんなやり方をするのか
- 2. 単独の道を選択した美濃市は、子育て支援策としての乳幼児医療費無料化の助成枠の思いきった拡大ができないか
- 3. 来年度から始まる、農林水産省の品目横断的経営安定対策は、どんな内容か
また、中山間地域である当市では、どんな影響を受けるのか

石川市長答弁	56
村井経済建設部参事兼産業課長答弁	57
再 塚田歳春議員	59
石川市長答弁	61
再々塚田歳春議員	62
委員会付託（議第65号から議第70号まで）	63
休会期間の決定	63
散会の宣告	63
会議録署名議員	63

第 3 号 (6月21日)

議事日程	64
本日の会議に付した事件	64
出席議員	64
欠席議員	64
説明のため出席した者	64
職務のため出席した事務局職員	65
開議の宣告	66
会議録署名議員の指名	66
議案の上程	66
委員長報告	
総務常任委員会委員長 武井牧男君	66
民生教育常任委員会委員長 山口育男君	66
経済建設常任委員会委員長 古田勇夫君	67
委員長報告に対する質疑	67
討論	67
議案の採決	67
議案の上程	68
議案の説明	
議員派遣について	68
議案の採決	69
閉会の宣告	69
市長あいさつ	69
会議録署名議員	70
総務常任委員会審査報告書	71
民生教育常任委員会審査報告書	72
経済建設常任委員会審査報告書	73

議 事 日 程 (第 1 号)

平成18年6月2日 (金曜日) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 会期の決定
 - 第 3 報第 5 号 専決処分の承認について
 - 第 4 議第65号 平成18年度美濃市一般会計補正予算 (第 1 号)
 - 第 5 議第66号 平成18年度美濃市老人保健特別会計補正予算 (第 2 号)
 - 第 6 議第67号 平成18年度美濃市介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)
 - 第 7 議第68号 美濃市ひばり園設置条例の一部を改正する条例について
 - 第 8 議第69号 市道路線の認定について
 - 第 9 議第70号 中濃地域農業共済事務組合理約の変更について
-

本日の会議に付した事件

第 1 から第 9 までの各事件

出席議員 (17名)

1 番	太 田 照 彦 君	2 番	森 福 子 君
3 番	山 口 育 男 君	4 番	佐 藤 好 夫 君
5 番	武 井 牧 男 君	6 番	市 原 鶴 枝 君
7 番	古 田 勇 夫 君	8 番	古 田 信 雄 君
9 番	岩 原 輝 夫 君	10 番	平 田 雄 三 君
12 番	日比野 豊 君	13 番	児 山 廣 茂 君
14 番	加 納 喜代彦 君	15 番	市 原 良 英 君
16 番	野 倉 和 郎 君	17 番	塚 田 歳 春 君
18 番	西 部 和 子 君		

欠席議員 (なし)

欠 員 (1名)

説明のため出席した者

市 長	石 川 道 政 君	助 役	太 田 松 雄 君
教 育 長	後 藤 正 之 君	総 務 部 長	加 納 和 喜 君
総務部参事兼 総合政策課長	平 林 泉 君	民 生 部 長	渡 辺 兼 雄 君

経済建設部長	福井昭次君	経済建設部参 事兼産業課長	村井純生君
教育次長兼 教育総務課長	小椋茂樹君	美濃病院参事 兼事務局長	岩原泰君
総務課長	川野純君	秘書課長	梅村健君

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	吉田金義	議会事務局 次長	古田則行
議会事務局 書記	太田博康		

○議長（児山廣茂君） 皆さん、おはようございます。

開会に先立ちまして、さきに永年勤続議員の表彰がありましたので、この伝達をさせていただきます。

永年勤続議員として、加納喜代彦君、日比野 豊君、児山廣茂、古田信雄君が、全国市議会議長会並びに東海市議会議長会から表彰の栄に浴されましたので、ここに御披露を申し上げ、ただいまから表彰状の伝達を行いますので、よろしくお願いをいたします。

○議会事務局長（吉田金義君） それでは、全国市議会議長会、東海市議会議長会の表彰がございましたが、それぞれの表彰を代表いたしまして、全国市議会議長会の表彰状を加納議員、御受領願います。

〔加納喜代彦君 受領〕

○議会事務局長（吉田金義君） ここで議会を代表して、副議長から祝辞を申し上げます。

○副議長（佐藤好夫君） 児山議長が被表彰者でございますので、児山議長にかわりまして、私が議会を代表して一言お祝いの言葉を述べさせていただきます。

ただいま全国並びに東海市議会議長会の永年勤続議員表彰の栄に浴されました4名の方々には、まずもって心からお祝い申し上げます。表彰を受けられました4名の方々は、10年及び15年という長きにわたり、地方自治の健全なる確立と美濃市政発展のために、各般にわたり多大なる貢献を賜りました。また一方、議会におきましても、円滑なる議会運営のために何かと御尽力を賜りましたことに対して、心から敬意を表するものであります。これからの美濃市政につきましては、いろいろな課題が山積しておりますが、今後とも健康には十分御留意をされまして、諸問題解決のためにさらなる御活躍あらんことをお祈り申し上げます。最後に、このたびの表彰に当たりまして心からお喜びを申し上げ、お祝いの言葉とさせていただきます。まことにめでとうございました。

○議会事務局長（吉田金義君） 次に、市長さんから御祝辞をお願いいたします。

○市長（石川道政君） 皆さん、おはようございます。

ただいま表彰を受けられました加納喜代彦議員、日比野 豊議員、児山廣茂議員、古田信雄議員に対し、一言お祝いの言葉を申し上げます。

このたび議員におかれましては、全国市議会議長会会長表彰並びに東海市議会議長会会長表彰を受けられまして、まことにめでとうございます。4議員におかれましては、15年並びに10年以上の長きにわたり、市政発展と市民福祉の向上に献身的な御尽力を賜った御功績により、表彰の栄に浴されたわけでございます。議員の多年の御精進に対しまして、心から深く敬意を表する次第でございます。

現在、市政は順調に推移しておりますが、少子・高齢化が一層進行する中であって、三位一体改革を初め、国・地方とも極めて厳しい行財政運営を迫られております。今後は、平成まちづくり改革大綱に基づき、さらに行財政改革を推進し、市民、議会、市が一体となって、小さくてもキラリと光るオンリーワンの「住みたいまち 訪れたいまち 美濃市」づく

りを進めていかなければなりません。どうか議員におかれましては、今後とも豊かな経験を生かされまして、御健勝で御活躍の上、市政の発展のために一層の御尽力を賜りますようお願い申し上げます、お祝いの言葉とさせていただきます。まことにめでとうございました。

○**議会事務局長（吉田金義君）** 受賞者を代表して、加納議員から謝辞がございます。

○**14番（加納喜代彦君）** 受賞者を代表いたしまして、一言お礼のごあいさつを申し上げます。

このたび、私ども4名の者が全国並びに東海市議会議長会から表彰を授与させていただきました。これひとえに議員各位の皆様方の温かい御支援、御協力のたまものと、深く敬意と感謝を申し上げます。なお、ただいまは市長さん初め副議長さんから身に余るお祝いのごあいさつをちょうだいし、重ねて厚くお礼を申し上げます。高いところからではございますが、まことにありがとうございます。さて、これからは、きょうまで培ってきました経験をさらに研さんを重ね、地方自治の発展と福祉向上、住みよい美濃市づくりのために、なお一層頑張る覚悟でございます。きょうまでいただきました御支援、御協力、さらなる御指導、御鞭撻を心からお願い申し上げます、一言お礼のごあいさつにかえさせていただきます。本日はまことにありがとうございます。（拍手）

○**議長（児山廣茂君）** これをもちまして表彰状の伝達を終わります。

○**議長（児山廣茂君）** 本日は、平成18年第3回美濃市議会定例会が招集されましたところ、御参集いただきましてまことにありがとうございます。どうか慎重に審議を賜りますとともに、議会の円滑な運営に御協力をお願いいたします。

市長あいさつ

○**議長（児山廣茂君）** 開会に先立ちまして、市長のあいさつがあります。

市長 石川道政君。

○**市長（石川道政君）** 本日は、平成18年第3回美濃市議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位には公私とも御多用のところ御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

ことしの夏季の軽装、いわゆるクールビズにつきましては、来週5日から9月末日まで実施することとし、ノー上着・ノーネクタイを励行することといたしました。市民の皆様にご不快感を与えることなく、さわやかに実施をしてみたいと思いますので、御協力をよろしくお願い申し上げます。

18年度の市政運営につきましては、大変厳しい環境のもとではございますが、順調に推移しております。議員各位の御理解、御協力に対し、心より感謝を申し上げます。5月13日、14日に開催いたしました金森長近公まちづくり400年記念事業並びに日本ま

んなか共和国文化首都遷都式や美濃町並み美術館につきましては、おかげをもちまして盛大のうちに終えることができました。議員各位を初め多くの関係者、市民ボランティアの皆様
に厚くお礼を申し上げます。

ケーブルテレビにつきましては、昨年から市政懇談会、各地区でのテレビ共同受信施設組合、自治会などを中心に説明会を実施し、事業の内容などを説明してまいりました。4月末には総務省から交付金の内示があり、これからは市民の皆さんにいろいろな機会を利用して説明会を開催し、御理解と御加入のご協力をお願いしたいと思っております。

さて、本日の定例会に審議をお願いいたします案件は、専決処分の承認が1件、補正予算が3件、条例の改正が1件、その他2件、合計7件でございます。議案の内容につきましては後ほど御説明いたしますが、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます、開会のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

開会・開議の宣告

○議長（児山廣茂君） ただいまから平成18年第3回美濃市議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

暑い折ですから、上着は適宜お脱ぎください。

開会 午前10時11分

諸般の報告及び行政諸般の報告

○議長（児山廣茂君） 諸般の報告及び行政諸般の報告をいたします。

報告の内容につきましては、お手元に配付してありますので、御承知をお願いいたします。

なお、市長から、さきに配付したとおり、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成17年度美濃市一般会計繰越明許費繰越計算書及び平成17年度美濃市下水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告と、地方自治法第243条の3第2項の規定により、美濃市土地開発公社の経営状況説明書類の提出がありましたので、御承知をお願いします。

○議長（児山廣茂君） 本日の日程は、さきに配付したとおり決めました。

第1 会議録署名議員の指名

○議長（児山廣茂君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、8番 古田信雄君、9番 岩原輝夫君の両君を指名いたします。

第2 会期の決定

○議長（児山廣茂君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、本日から6月22日までの21日間といたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児山廣茂君） 御異議がないものと認めます。よって、この定例会の会期は本日から6月22日までの21日間と決定いたしました。

第3 報第5号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（児山廣茂君） 次に日程第3、報第5号を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

報第5号について、民生部長 渡辺兼雄君。

○民生部長（渡辺兼雄君） おはようございます。

それでは、報第5号 専決処分の承認について御説明いたします。

赤スタンプ1番の議案集の4ページをお開きください。

専第5号 平成18年度美濃市老人保健特別会計補正予算（第1号）につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、本年5月22日付をもって専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定により御報告し、御承認を求めるところでございます。

内容について御説明いたします。

平成17年度の支払基金及び国・県支出金の交付額が確定しましたが、歳入に不足が生じたので、地方自治法施行令第166条の2により、繰り上げ充用の措置をとることとしたものでございます。

第1条は、歳入歳出それぞれ2,780万6,000円を追加し、補正後の総額を25億4,621万8,000円とするものでございます。

6ページをお開きください。

内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出により、歳入もあわせて説明をいたします。

4款 前年度繰上充用金として2,780万6,000円を補正するものでございます。これは平成17年度の歳入のうち、支払基金と国・県の支出金に不足が生じたので、その補てんとして平成18年度から繰り上げ充用するものでございます。財源は、平成18年度に追加交付される基金交付金56万9,000円と、国・県支出金2,723万7,000円でございます。

なお、7ページ以降の説明は省略をさせていただきます。報第5号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（児山廣茂君） 以上で説明は終わりました。

これより議案精読のため暫時休憩いたします。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時18分

○議長（児山廣茂君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児山廣茂君） 特に質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題の案件については、委員会付託を省略いたしたいと思
います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児山廣茂君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま議題の案件につい
ては委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児山廣茂君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決いたします。

報第5号について、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（児山廣茂君） 挙手全員であります。よって、報第5号は原案のとおり承認されま
した。

第4 議第65号から第9 議第70号まで（提案説明）

○議長（児山廣茂君） 日程第4、議第65号から日程第9、議第70号までの6案件について、
日程順序を一部変更し、一括して議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

最初に議第65号について、総務部長 加納和喜君。

○総務部長（加納和喜君） おはようございます。

それでは、議第65号 平成18年度美濃市一般会計補正予算（第1号）について御説明申し
上げます。

議案集の10ページをお開きください。

第1条は、予算の総額に1,576万6,000円を追加して、補正後の予算の総額を97億3,576

万 6,000円とするものでございます。補正をいたします款項の区分、補正額、補正後の予算額は、「第1表歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

それでは、補正の内容につきまして御説明いたしますので、13ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出の表によりまして、歳入もあわせて御説明申し上げます。

3款 民生費は 343万 7,000円を追加して、補正後の額を19億 9,591万円とするものでございます。これは、美濃小学校の留守家庭児童教室の増設に伴います備品の整備、身体障害児日常生活用具の給付、保育所運営費国・県負担金の過年度分の返還等に係る経費の補正でございます。財源は、国庫補助金29万 7,000円と、一般財源 314万円でございます。

4款 衛生費は 242万 4,000円を追加して、補正後の額を9億 914万 5,000円とするものでございます。これは清掃センターの賃金、業務委託等の経費で、財源はすべて一般財源でございます。

6款 農林水産業費は 762万 8,000円を追加して、補正後の額を2億 9,353万 5,000円とするものでございます。これは、三位一体改革によります国庫負担金の廃止に伴う中濃地域農業共済事務組合の構成市町村負担金の増額で、財源はすべて一般財源でございます。

8款 土木費は、前野7号線道路改良事業の予算の組み替えでございます。

10款 教育費は 227万 7,000円を追加して、補正後の額を10億 2,627万 7,000円とするものでございます。これは県道富加・美濃線埋蔵文化財の発掘調査費の追加分で、財源はすべて県委託金でございます。

以上、今回の補正総額は 1,576万 6,000円で、その財源内訳は、国・県支出金 257万 4,000円、一般財源は繰越金で 1,319万 2,000円でございます。

14ページ以降につきましては説明を省略させていただきまして、議第65号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（兎山廣茂君） 次に議第66号、議第67号、議第68号の3案件について、民生部長 渡辺兼雄君。

○民生部長（渡辺兼雄君） それでは、議第66号 平成18年度美濃市老人保健特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

赤スタンプ1番、議案集の20ページをお開きください。

今回補正をお願いいたしますのは、平成17年度分の支払基金の交付金が確定し、償還が生じたので、償還金の補正をお願いするものでございます。

第1条では、歳入歳出それぞれ 611万 8,000円を追加し、補正後の総額をそれぞれ25億 5,233万 6,000円とするものでございます。

内容について御説明いたしますので、22ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出によりまして、歳入もあわせて説明させていただきます。

5 款 諸支出金に 611万 8,000円の補正をお願いするもので、これは支払基金からの医療費分の償還が生じたので、補正をお願いするものでございます。財源につきましては、すべて国庫支出金で、平成17年度の医療費確定に伴います国庫負担金の追加交付分でございます。

23ページの説明は省略をさせていただきますして、議第66号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第67号 平成18年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

赤スタンプ1番、議案集の26ページをお開きください。

今回補正をお願いいたしますのは、平成17年度分介護給付費の国庫負担金等が確定をし、償還が生じたので、償還金の補正をお願いするものでございます。

第1条では、歳入歳出それぞれ 2,835万 8,000円を追加し、補正後の総額をそれぞれ13億 8,587万 7,000円とするものでございます。

内容について説明させていただきますので、28ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出により、歳入もあわせて説明させていただきます。

7 款 諸支出金に 2,835万 8,000円を追加し、補正後の額を 2,910万 8,000円とするものでございます。これは国・県負担金、支払基金交付金の償還金でございます。財源はすべてその他で、繰越金でございます。

29ページの説明は省略をさせていただきますして、議第67号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第68号 美濃市ひばり園設置条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。

赤スタンプ1番、議案集の31ページと赤スタンプ2番、条例改正概要の1ページをお開きください。

今回の改正内容につきましては、平成18年度から障害福祉サービスが支援費制度から障害者自立支援法による制度に移行することに伴い、ひばり園の児童デイサービスに係る根拠法令を改正するものでございます。

第4条中「児童福祉法第6条の2第3項、第8項及び第10項」を「障害者自立支援法第5条第7項」に改めるとありますのは、根拠法令の名称と条項番号の変更でございます。

附則では、公布の日から施行すると定めたものでございます。

以上で議第68号の説明を終わらせていただきます。よろしく願いをいたします。

○議長（児山廣茂君） 次に議第69号について、経済建設部長 福井昭次君。

○経済建設部長（福井昭次君） それでは、議第69号 市道路線の認定について御説明申し上げます。

赤スタンプ1番の議案集の32ページと、赤スタンプ2番の議案集説明資料の3ページをお開きください。

今回認定をお願いいたしますのは、美濃市西部土地区画整理事業区域内の路線で、道路法第8条第2項の規定に基づいて行うものでございます。

整理番号1番の西側・西向線は、幅員14メートルから17メートルで、延長が308メートル、整理番号2番のもみじが丘1号線から整理番号17番のもみじが丘16号線の16路線は、幅員3メートルから8メートルで、総延長が2,847.1メートルであります。

34ページ以降に市道（認定）要図を掲載しておりますので、御参照をお願いしたいと思います。

以上をもちまして議第69号の説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（児山廣茂君） 次に議第70号について、経済建設部参事兼産業課長 村井純生君。

○経済建設部参事兼産業課長（村井純生君） それでは、議第70号 中濃地域農業共済事務組合規約の変更について御説明いたします。

議案集51ページをごらんください。また、議案説明資料、赤スタンプ2の3ページから4ページを御参照ください。

今回の規約の変更は、政府の三位一体改革により農業共済事業事務費負担金が税源移譲されることに伴い、中濃地域農業共済事務組合規約における関係市町村負担金を変更するもので、地方自治法第286条第2項及び同法290条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

第13条第2項は、負担金についての規定で、負担金は、関係市町村の引き受け延べ戸数を勘案し、組合議会の議決を経てこれを定めるとするものであります。

第13条に次の1項を加え、引き受け延べ戸数の定義を定めております。1号では、農作物共済、果樹共済及び畑作物共済は前年度の引き受け戸数とし、2号では、家畜共済、園芸施設共済につきましては2年前の年度における引き受け戸数とするものであります。

附則では、この規約は平成18年9月1日から施行し、改正後の規定は、18年度以降の年度分の組合を組織する市町村の負担金について適用し、平成17年度分までの組合を組織する市町村の負担金については、従前の例によるものとするものであります。

以上で議第70号の説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（児山廣茂君） 以上で6案件の説明は終わりました。

○議長（児山廣茂君） お諮りいたします。議案精読のため、あすから6月13日までの11日間休会いたしたいと思います。これに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児山廣茂君） 御異議がないものと認めます。よって、議案精読のため、あすから6月13日までの11日間休会することに決定いたしました。

なお、発言通告書は、一般質問については本日の午後4時までに、質疑については6月9日の正午までに事務局へ御提出ください。

散会の宣告

○議長（児山廣茂君） 本日はこれをもって散会いたします。

6月14日は午前10時から会議を開きます。当日の日程は追って配付いたします。

なお、引き続き全員協議会を開催しますので、合同委員会室にお集まりください。

本日は御苦勞さまでございました。

散会 午前10時34分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成18年6月2日

美濃市議会議長 児 山 廣 茂

署 名 議 員 古 田 信 雄

署 名 議 員 岩 原 輝 夫

議 事 日 程 (第 2 号)

平成18年6月14日 (水曜日) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議第65号 平成18年度美濃市一般会計補正予算 (第 1 号)
- 第 3 議第66号 平成18年度美濃市老人保健特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 4 議第67号 平成18年度美濃市介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 5 議第68号 美濃市ひばり園設置条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議第69号 市道路線の認定について
- 第 7 議第70号 中濃地域農業共済事務組合理約の変更について
- 第 8 市政に対する一般質問

本日の会議に付した事件

第 1 から第 8 までの各事件

出席議員 (1 7 名)

1 番	太 田 照 彦 君	2 番	森 福 子 君
3 番	山 口 育 男 君	4 番	佐 藤 好 夫 君
5 番	武 井 牧 男 君	6 番	市 原 鶴 枝 君
7 番	古 田 勇 夫 君	8 番	古 田 信 雄 君
9 番	岩 原 輝 夫 君	10 番	平 田 雄 三 君
12 番	日 比 野 豊 君	13 番	児 山 廣 茂 君
14 番	加 納 喜 代 彦 君	15 番	市 原 良 英 君
16 番	野 倉 和 郎 君	17 番	塚 田 歳 春 君
18 番	西 部 和 子 君		

欠席議員 (なし)

欠 員 (1 名)

説明のため出席した者

市 長	石 川 道 政 君	助 役	太 田 松 雄 君
教 育 長	後 藤 正 之 君	総 務 部 長	加 納 和 喜 君
総務部参事兼 総合政策課長	平 林 泉 君	民 生 部 長	渡 辺 兼 雄 君
経済建設部長 教育次長兼	福 井 昭 次 君	経 済 建 設 部 参 事兼産業課長 美濃病院参事	村 井 純 生 君

教育総務課長	小 椋 茂 樹 君	兼事務局長	岩 原 泰 君
総務課長	川 野 純 君	秘書課長	梅 村 健 君
税務課長	古 田 満 君	市民課長	河 村 晃 君
高齢福祉課長	山 田 歳 子 君	健康福祉課長	平 野 広 夫 君
基盤整備課長	宮 西 泰 博 君	都市整備課長	丸 茂 勝 君
学校教育課長	西 部 慎 一 君	生涯学習課長	佐 藤 祥 一 君

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	吉 田 金 義
議会事務局	
書記	太 田 博 康

議会事務局

次 長	古 田 則 行
-----	---------

開議の宣告

- 議長（児山廣茂君） 皆さん、おはようございます。
ただいまから本日の会議を開きます。

開議 午前10時00分

- 議長（児山廣茂君） 本日の日程は、お手元に配付したとおり定めました。

第1 会議録署名議員の指名

- 議長（児山廣茂君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に、10番 平田雄三君、12番 日比野 豊君の両君を指名いたします。

第2 議第65号から第7 議第70号までと第8 市政に対する一般質問

- 議長（児山廣茂君） 日程第2、議第65号から日程第7、議第70号までの6案件を一括して議題といたします。

日程第8、市政に対する一般質問を行います。
質問の通告がありますので、順次発言を許します。
最初に、16番 野倉和郎君。

- 16番（野倉和郎君） 皆さん、おはようございます。

私は、発言通告に従いまして、2点について一般質問をさせていただきます。

1点目は、市指定避難所の耐震診断についてであります。

今年も梅雨の時期を迎えました。その後には台風シーズンが控えておりますし、東海地震や東南海地震はいつ起きてもおかしくないと言われております。こういった災害に対して、今年度は、長良川上流と板取川のハザードマップの作成や、生櫛の消防コミュニティセンターの整備、牧谷地区を会場とした防災訓練が予定されております。また、建築物等耐震化促進事業が改正され、建築物の耐震診断に対する補助が拡大されました。そこで、市が指定する避難所の耐震診断についてお尋ねします。

避難所は、地震災害等には重要な機能を果たさなければなりません。市が指定した避難所の建物の中には、大地震のときに持ちこたえられるのか不安な建物があるのではないかと心配をするところです。私の地元の下牧では、小・中学校などの公共施設のほか、集会場やお寺、神社など20カ所が避難所に指定されております。他の地区においても同じような傾向にあります。公共施設については、当然に市の責任において耐震診断や耐震補強がなされると思いますが、市が設置した集会場の耐震診断は行われているのかどうか。実施されたならば、その結果はどうであったか。耐震診断が未実施の場合は、今後の実施予定についてお尋ねします。

なお、民間の建物においては、耐震診断の補助制度があるものの、なかなか進んでいないのが実態であろうと思います。市民の安全・安心の確保のため、少なくとも自治会が設置した集会場のうちで避難所に指定した集会場に対しては、耐震診断の所有者負担の3分の1を市が負担して実施し、その結果、地震のときの避難所として適切かどうか判断する必要があると思いますが、いかがでしょうか、お伺いします。

2点目は、地域特性に合わせた人口対策についてお伺いします。

下牧小学校では、平成21年度に複式学級が見込まれることから、下牧地区と上牧地区の小学校再編成の検討が始まります。一方、3月議会の施政方針では、次代を担う子供を安心して産み育てられる環境づくりや、仕事と子育てが両立できる体制づくりに努めてまいりますと述べられています。日本の人口が減少過程に入った現在、児童・生徒も減り、学校再編成が行われることはやむを得ないことではあります。しかし、地域の中で子供を産み育てる環境が崩壊していくことは寂しい限りであり、できることならそのようにならないような努力が必要であると思います。

洲原、下牧、上牧地区は、中山間地に当たり、この3地区の住民基本台帳人口の合計は最近の10年間に約17%減少しました。一方、平地の多い大矢田、藍見、中有知の3地区の合計は約3%増加しております。地域によって大きな差があります。人口の対策は、地域の状況を把握して、それぞれの地域の特性に合わせた施策が必要なのではないでしょうか。他都市においては、山間部の地域へ都会からの移住者誘致を進めている自治体もあります。美濃市も、中山間地域へ市外から転居をあっせんするような、思い切った施策をやってみてはどうでしょうか。具体的な事例としては、市がミニ住宅団地を開発するとか、空き家を紹介して住宅リフォームを支援するなどの施策を行い、少しでも地域の人口減少に歯どめをかける仕組みづくりができないか、お尋ねします。

次に、美濃地区におきましては、市街地を中心に、町並み整備や道の駅など次々に大きな事業が展開されております。まちが美しくなり、いろいろな公共施設ができて結構なことではありますが、美濃地区の人口は最近10年間で約10%減少しており、下牧地区、上牧地区に次ぐ高い減少率であります。5月のゴールデンウィークには観光客でにぎわった日もあり、「訪れる人」にとっての魅力を増しましたが、残念ながら「美濃市に住みたい」ところまでには至っておりません。市街地に住む人の視点に立った魅力アップが必要ではないでしょうか。今年度は新しく、美濃市らしい住まいづくり事業により、市街地の空き家に子育て世帯が住めるような対策がとられるようであり、その効果を期待しております。私には妙案が浮かんできませんが、さらに知恵を絞っていただき、知名度の上がったうだつの上がる町並みならではの創意工夫を凝らした特徴のある施策を行ってみたいと思いますが、市長のお考えをお尋ねします。

以上について御答弁をお願いします。

○議長（児山廣茂君） 総務部長 加納和喜君。

○総務部長（加納和喜君） おはようございます。

それでは、野倉議員の一般質問の1点目、市の指定避難所の耐震診断についてお答えいたします。

一つ目の、市が設置した集会場の耐震診断は行われているのかどうかとの質問でございますが、現在、市が設置した集会施設は27施設で、うち20施設を避難所として指定しております。このうち、現在の耐震基準に改正された昭和56年5月以前に設置したものが4施設で、いずれも避難所として指定をしております。この4施設についての耐震診断は未実施でございますので、強度不足も懸念されるところでございます。万一の災害の際には大半の公共施設が救援活動などの拠点となりますので、災害対策本部となる市役所を最優先に、避難所を優先しながら、今後計画的に耐震診断、耐震補強工事を実施してまいりたいと考えております。

二つ目の御質問、自治会が設置した集会場で避難所に指定した建物に対して、市の負担により耐震診断を実施してはどうかについてでございますが、御質問の避難所は現状で23施設でございます。うち、昭和56年5月以前に建築された施設は7施設となっております。本年4月から建築物耐震化事業費補助金制度が改正され、従前は耐震診断の補助対象が木造住宅に限られておりましたが、すべての建築物が補助対象となりましたので、自治会設置の地区集会場についてもその対象となったところでございます。

避難所については、診断費の所有者負担分3分の1を市が負担して耐震診断を実施できないかとの御質問でございますが、議員御指摘のように、地震の際の避難所として適切かどうかを判断するためにも、市費での耐震診断実施を検討してまいりますので、よろしく願いをいたします。以上でございます。

○議長（児山廣茂君） 市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） おはようございます。

野倉議員の質問の2点目、地域特性に合わせた人口対策についてお答えをいたします。

美濃市の将来都市像を「住みたいまち 訪れたいまち 美濃市」、まちづくりのテーマを「小さくてもキラリと光るオンリーワンのまちづくり」として掲げ、市民のライフスタイルの変化も考えて、「スローライフ」をテーマに、第4次総合計画・後期計画を推進するために、環境、健康、福祉、教育、情報化、防災を重点施策として、効率的かつ効果的な行政運営をしながら美濃市づくりを進めているところでございます。

御指摘のように、美濃市における平成17年度の国勢調査の速報値では、前回、平成12年の国勢調査と比較いたしますと5.2%減少しております。特に洲原地区、下牧地区、上牧地区の中山間地域における人口減少は顕著なところがございます。しかし、こうした現象は全国的な傾向でもあります。人口対策は総合施策であり、「住みたい」を条件に、十分満たすための施策が必要であります。当市としては、新たに移り住みたい新市民、あるいは産みたい

という市民のための魅力のある就業、教育、福祉、医療、防災、環境等々の条件を備える努力をしてきたところでございます。なお、団塊の世代の受け入れや、近隣の工場誘致による若年層の受け入れのための努力をしていきます。また、産み育てる条件整備も図ってまいりたいと思っています。

質問の1点目、洲原、下牧、上牧地区の中山間地域へ市外から転居をあっせんするような施策ができないかとの質問でございますが、中山間地域の空き家につきましては、市外の方から賃貸などの問い合わせがあるようでございますが、空き家の所有者側の意識として、市外の方に建物を貸すことに抵抗感を持たれるケースが見受けられます。家賃の面も含め、結果的に双方の協議が成立しないなど大変難しいところもありますが、野倉議員の言われるように、ミニ住宅団地等、具体的な提案も参考にさせていただきますして、議員皆様を初め市民皆様、自治会、関係団体の意見、アイデアをいただきながら施策について進めていきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

続きまして質問の2点目、美濃地区のうだつの上がる町並みならではの創意工夫を凝らした特徴のある人口対策ができないかとの質問でございますが、美濃市の中心市街地である美濃地区の人口対策は、御指摘のとおり大変重要であります。総合的な対策のほかに、平成17年度に地域住宅計画を策定し、この中の提案事業として、今年度から平成21年度にかけて、美濃らしい住まいづくりモデル事業を進めていくことにしております。

このモデル事業の内容は、地域に貢献する民間事業者（NPO）の創設を支援し、住宅づくりによる人口対策と、子育て世帯を住まいとする次世代育成住宅整備をNPOと協働して3年間に6戸をモデル的に進めるもので、伝建地区及びその周辺の空き家を子育て世帯の住まいに模様がえし、良好な住宅ストックを図ることにより、伝建地区の町並み保全にも寄与させていただくものでございます。当面は伝建地区及びその周辺をモデル地区として事業を進めてまいります。この効果を見ながら、順調に推移すれば、洲原、下牧、上牧地区などへ拡大をしていきたいと、このように考えておりますので、御理解を賜りたいと思っております。どうぞよろしくお願いをいたします。

〔16番議員挙手〕

○議長（兎山廣茂君） 16番 野倉和郎君。

○16番（野倉和郎君） ただいまの答弁に関連して、意見を申し上げます。

美濃市は、「住みたいまち 訪れたいまち 美濃市」を将来都市像として、いろいろな個性的な事業を進めております。美濃地区には市の中心市街地があり、南部と西部は土地区画整理事業を行うなど、都市的な開発整備の可能性がります。北部と東部は中山間地であり、自然は豊かではありますが、災害の心配が大きい。一例を挙げてみましたが、狭い美濃市といえども、このように地域によって環境が大きく異なっております。それぞれ異なった環境の中で、そこに住んでいる人が地域の魅力を感じなければ、人口は流出していくでしょう。

美濃和紙とうだつの町並みは、全国的にも認められ、市民の宝となりました。国内だけではなく、海外の芸術家の高い評価には驚いてもおります。しかし、市民が和紙とうだつを誇りに思っても、「住む」ための魅力アップには必ずしも結びついていない現実があると思います。昨年行われた市政懇談会においては、市民の意見は、防災対策、過疎化対策、少子・高齢化対策、働く場所の確保などが圧倒的に多数でした。市民のこれらの意見を最優先にして、第4次総合計画の後期基本計画に基づいて、地域の特性に合わせたきめ細かな防災対策や人口対策を積極的に進められるよう求めて、私の一般質問を終わります。

○議長（児山廣茂君） 次に、2番 森 福子君。

○2番（森 福子君） おはようございます。

発言のお許しをいただきましたので、一般質問3点についてお尋ねをいたします。

1点目の、介護保険制度改正に伴う福祉用具（車いす、特殊寝台）助成の方策についてですが、平成12年度に開始された介護保険制度は、従来の家族介護から、制度化された介護の社会化の中で、老いた親たちを温かい思いでみとるということ、そして私たち自身が安心して老いを迎えるために知識を持ち、偏見のない意識を育てていくという、何よりも自分たちが当事者であるということ認識した制度であります。しかし、予想以上の高齢化の推移は、65歳以上の第1号被保険者数の増加とともに、要介護認定者を初め、サービスの給付総額の増加にあらわれ、利用状況等についても大きく変化してきました。こうした状況は、介護保険制度の定着化について評価できるものの、持続の可能性について課題も多く、施行5年を経過した平成17年度に制度全般に関して検討がなされ、平成18年度に改正された介護保険制度の導入によるサービスが実施されています。

そこで1点目、改正の主なポイントの一つである介護予防を重視したサービスについてを見ると、改正前の要支援・要介護1が、改正後は要支援1・要支援・要介護1の要支援者に区分され、仕組みが変わりました。具体的に申し上げますと、改正前には、要支援・要介護1のランクを持った対象者が契約しているケアマネジャーに、支給限度額以内であればすべてのサービスメニューが認められ、利用されてきましたが、今回の改正では、要支援者と区分され、予防給付の対象となり、これまで利用されてきた福祉用具の貸与（車いす、特殊寝台）については認められなくなりました。

こうした背景には、対象者のサービスの中には、本人ができる機能までも次第に低下させているという厚生労働省の認識によるもので、生活不活発症候群などについても、早くから対応すれば予防できるのではないかとされています。しかし、そうはいっても、筋肉トレーニングなど意欲がないと続けられず、また、どうしてもやりたくない人に、説得はするものの、強制はできないというような現場の状況も厚生労働省は認識されておられます。

福祉用具の貸与は、居宅サービスで利用されており、平成12年度の約15%から平成16年度では約35%まで増加した、利用度の高いサービスであります。私は、自分らしい高齢期を送る利用者本位の運用も求められている中で、利用者を支援する関係者が担当者会議等で必要

と認められるなどの適正な条件の中で、要支援者の福祉用具（車いす、特殊寝台）の貸与を認めていただきたいと思います。市独自の助成の方策についてお尋ねをいたします。

次に2点目の成年後見制度に関する計画の推進についてですが、平成12年度に施行された成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害の理由で財産等を管理したりする判断能力が不十分になった人を対象に、保護並びに支援し、後見人が契約を代行したり、取り消したりする制度であります。

既に、判断能力が衰えた場合の法定後見制度と、将来の判断能力の衰えに備えてみずからが選んだ代理人の任意後見制度の二つがあり、厚生労働省は、成年後見制度について、市町村が申し立てをした場合の費用を助成する成年後見制度利用支援事業を開始するなど、広報に努めていますが、平成16年4月時点の調査では19.7%にとどまっています。横浜市などの都市圏について、親族の確認は2親等までとする独自の手引を作成されて、積極的な活用がなされている先進事例も紹介されています。厚生労働省も、悪徳商法が広がる中で、高齢者の人権や財産を守る安全網について、親族確認を4親等から2親等以内とするなど、市町村の申し立て要件の緩和に向けて積極性がうかがわれます。

介護保険制度が改正され、高齢者の権利擁護が市町村の任意事業から必須事業となりました。本市においても、平成18年度から平成20年度までの美濃市高齢者保健福祉計画が策定され、包括的支援事業の中に権利擁護事業が上げられ、加えて地域における包括的なケア体制の構築について成年後見人制度の取り組みが掲げられています。

私は、高齢者が、悪徳商法以外にも、施設関係の入所を初め介護サービスの利用等、さまざまな不安を初め、被害や危険に脅かされています。そして、自衛が困難という前提で公が関与し、市町村申し立ての活用が成年後見制度を社会化することができると考えております。本市の成年後見制度の計画の推進についてどのようになされていくのか、お尋ねをいたします。

次に3点目、福祉有償運送の現状と今後の対応についてですが、県下には、福祉有償運送について、NPO法人を初め、社会福祉協議会やその他の社会福祉法人によって42カ所で実施されています。これまでの自家用自動車有償運送することを「白タク」行為とみなされてきましたが、平成16年3月に、公共の福祉を確保するためにやむを得ない場合であって、さらに国土交通大臣の許可が必要とする道路運送法について許可基準の見直しが行われました。

旧河合村と旧宮川村は、過疎化と高齢化が大きな課題の中にあって、住民の移動手段を確保するために、構造改革特区の認定を受け、住民ボランティアが自家用自動車を使用して有償運送を行うデマンド式ポニーカーシステムが平成15年11月に運行を開始されました。その後、河合村、宮川村は吉城郡の四つの町村とともに平成16年に合併し、飛騨市となりましたが、現在もデマンド式ポニーカーシステムは運行され、有償運送登録車両20台、会員登録は316人となり、ハード面、ソフト面に補強されるなど、地域のニーズに対応できる体制づく

りに努められています。また、岐阜県においては、福祉有償運送についてセダン特区の認定を申請されておりますので、許可されるとセダン型等の一般車両について使用が拡大できるようになります。

こうした背景から、平成18年1月に岐阜県福祉有償運送協議会が設置され、本市については中濃地域福祉事務所において広域で行うと聞いております。私は、国の補助制度の中で、今後ますます地域格差が拡大していくと思われる現状に、美濃市の独自性を持った政策として福祉有償運送の検討に期待をするものであります。そこで、本市における福祉有償運送の現在の状況と今後の対応についてどのように考えておられるのか、以上3点について民生部長にお尋ねをいたします。

○議長（兎山廣茂君） 民生部長 渡辺兼雄君。

○民生部長（渡辺兼雄君） おはようございます。

それでは、森議員の一般質問の1点目、介護保険制度改正に伴う福祉用具（車いす、特殊寝台）助成の方策についてお答えをいたします。

本年4月1日から施行されました新予防給付の創設に伴い、新たに指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準が制定されました。この中で、要支援1及び要支援2と認定された方の福祉用具の貸与につきましては、車いす、特殊寝台が原則として対象外種目とされました。その理由につきまして厚生労働省介護保険制度改革本部は、要支援1及び2の方は加齢による身体機能の衰えが軽度であり、その状態像から見て、車いす、特殊寝台の使用が想定しにくいと説明をしております。すなわち、車いす、特殊寝台を使用しなくても日常生活ができる状態の方が、要支援1及び2の認定を受けておられるということでございます。しかし、一方で、日常生活において特に必要と判断した場合は特例として使用を認めるとし、訪問調査員が行う基本調査の結果や、主治医からの情報、サービス担当者会議での決定など、具体的な判断基準も示しています。

基準の制度を受け、本市では4月13日に、医師会代表、指定事業者、ケアマネジャーを集めた地域連絡会議を開催し、サービス内容の概要説明、特例基準の判断方法などの周知、課題の整理を行うとともに、利用者、指定事業者、保険者間の連絡調整を高年齢支援センターが窓口として行うなど、対応策を進めてまいりました。しかし、これまでのところ、対象者からの苦情や相談、福祉用具の特例を申請されたケースはございません。これは、改正法施行前に対象外種目の貸与を受けていた方への半年間の経過措置の適用や、認定更新時までの経過的要介護者制度などが導入されていて、制度改正によって対象者が不安を感じないように弾力的な運用策が講じられていることによるものと思われませんが、施行後2ヵ月での結論づけは尚早と考えているところでございます。今後も、貸与が必要な方への特例も含めて、国の制度基準をもとに対応してまいりたいと考えているところでございます。

次に質問の2点目、成年後見制度に関する計画の推進についてお答えをいたします。

成年後見制度は、判断能力が不十分な人の日常生活を法的に保護するもので、本人や配偶者、4親等内の親族などからの申し立てによって保護・支援が図られる制度でございます。身寄りがいないなどの理由によって申し立てをする人がいない場合で、保護が必要な対象者には、市長が申し立てをすることができます。

高齢社会に対応したこの制度の利用には、制度の周知、制度の利用が必要と思われる人の情報を把握することが課題と考えております。本市では、毎年、民生委員の皆様方に御協力をいただき、ひとり暮らしの高齢者及び75歳以上の後期高齢者世帯を対象に、健康状態や不安なこと、親族等との交流状況や緊急連絡先などの調査を実施し、全対象者から回答をいただいているところでございます。こうした調査からの高齢者の状況把握は、高齢者保護の重要な基礎資料を多角的に得ることであり、本市としては、これらの情報を注意深く正確に把握することに努めています。また、対象となり得る高齢者には、高齢者支援センターを核として展開する高齢者支援事業や、相談事業の機会や、市広報等を通して制度の通知を図ります。訪問調査や困難事例に対応するケース検討会などからも、具体的に制度の利用が必要と思われる対象者の情報把握に努め、高齢者の権利擁護を図ってまいりたいと考えております。

なお、ひとり暮らし高齢者等の調査において、身寄りのいない人は皆無であります。こうした実態からも、成年後見制度の利用には、本人と親族双方の申し立てによる判断を基本にしてまいりたいと考えております。

次に質問の3点目、福祉有償運送の現状と今後の対応についてお答えをいたします。

中濃地域福祉有償運営協議会は、中濃地域の13市町村を区域対象として、平成17年8月11日に設置され、各自治体区域における福祉有償運送の必要性や、安全の確保、申し込みのあった特定非営利活動法人の適合性など、福祉有償運送に係る協議を行っております。福祉有償運送を行おうとする非営利法人は、この運営協議会で承認され、その後、中部運輸局から道路運送法第80条第1項に基づく許可が取得できたら活動が可能となる形になっております。本市の区域内における福祉有償運送の許可を取得している非営利法人は、現在1団体です。

福祉有償運送を利用するには、この許可を取得している非営利法人へあらかじめ会員登録をすることが必要です。登録者数は現在49名となっております。その利用実績は、平成18年1月から3月までの3ヵ月間で延べ154人でございます。なお、本市における福祉有償運送が利用できる対象者は、平成17年度末現在で、要支援・要介護認定者の769人、身体障害者の1,073人、知的障害者の145人、精神障害者の54人で、重複も一部ございますが、合計で2,041人でございます。

こうした状況から、本市は一般的に、自家用車での移動が欠かせないという地域の特性により、家族による輸送に負うところも多いと思われれます。今後の高齢化の進展や障害者の社会参加の促進に伴うこのサービスのニーズを把握しながら、福祉有償運送が利用できる対象

者の人数、タクシーによる輸送の状況、ボランティア輸送の状況、コミュニティバスや外出支援、福祉車両貸し出しサービスの利用状況の推移を見ながら、その必要性の把握を常に行ってまいります。その上で、タクシーなどの公共交通機関との共存共栄と利用者の利便性を考えて対応してまいりますので、御理解をお願いしまして、答弁とさせていただきます。

〔2番議員挙手〕

○議長（児山廣茂君） 2番 森 福子君。

○2番（森 福子君） 御答弁をありがとうございました。

2点目の成年後見制度に関する計画の推進、そして3点目の福祉有償運送の現状と今後の対応については了解といたしますが、1点目の介護保険制度改正に伴う福祉用具（車いす、特殊寝台）の助成の方策については、要望をさせていただきます。

1点目の福祉用具助成の方策について、少子化が現状のまま推移していくと、2050年には推定で3人に1人が高齢者という時代を迎えるという関係者の危機的発言もある中で、持続可能な介護保険制度を確立していくこの重要性を私も認識しておりますが、本市におけるまちづくりの基本「住みたいまち 訪れたいまち 美濃市」に向かって、さまざまなハード面やソフト面の施策や事業の中で、私は市民に反映される視点から、介護保険制度改正に伴う福祉用具の貸与について、本市の助成のお考えについて質問をいたしました。

市が単独で行う助成には、国の定める政策に対して支援が及ばないところ、あるいは地域性により国の政策以上に厚い支援を行う各自治体の独自の事業であって、市民生活につながる現実的な展開が図られる事業と認識しております。答弁には、今後貸与が必要な方が発生した場合には、国の基準をもとに問題点を整理して、必要に応じて対応策を検討してまいりたいとされました。私はこの答弁をお聞きいたしまして、より対象者を把握されて、ケアマネジャー等が接点に努めるなど、特に9月30日までの暫定期間中に、可能性として福祉用具の貸与が必要と考えられる対象者、あるいは自己申告等による対象者に盤石な対応をしていただけますことを要望いたしまして、私の質問は終わらせていただきます。

○議長（児山廣茂君） 次に、3番 山口育男君。

○3番（山口育男君） 発言のお許しをいただきましたので、通告書に従い、市税の電子申告及び納税環境整備について、総務部長にお尋ねをいたします。

マルチペイメントネットワーク、いわゆるMPN制度については既に御存じの方も多いと思いますが、マルチペイメントネットワークとは、これまで収納機関と収納金融機関との情報授受は、収納済通知、テープ等の磁気媒体、個別ネットワークといった媒体により行われてきました。納付者の利便性や収納事務の効率性の点で、多くの課題が残されてきたところでございます。

そこで、各種収納機関と金融機関をネットワークで結び、市民はATM、パソコン等を利用して支払いを可能とするもので、即時に情報を収納機関に通知することや、口座振替契約、口座振替データをMOシステム、MOシステムといいますのはマグネット・オプティカ

ルのことで、いわゆる光磁気を使うものでございます。これら等のシステムを使用するだけでなく、直接データを伝送することができます。

市税の納期内納付の向上を図り、滞納を未然に防止するためには、納税者にとって納税しやすい環境をつくることが必要ではないかと思えます。口座振替の促進も手段の一つではありますが、ここ数年、税の納付環境は、先ほど説明いたしましたマルチペイメントネットワークを利用した電子納税や、金融機関のATM、あるいはコンビニ収納等の新たな手法が国や一部の自治体で取り入れられるようになってきました。

一つの例を申し上げますと、神奈川県藤沢市では、今年度、実験的に軽自動車税のクレジットカードでの納付、コンビニでの納付を可能にするなど、こうした電子納税について国税であるイータックス（e-Tax）とともに実施をされております。一方、地方税のエルタックス（eLTAX）につきましては、地方税電子化協議会が現在システムにおける電子納税についてのソフトを構築中ではありますが、都道府県、政令市におきましては、一部の税目において電子申告が利用可能となっております。また、一部の自治体ではマルチペイメントネットワークシステムを取り入れているところもございます。

平成16年度の当市の市税の収納率は約93.8%であります。市税等の納付の窓口、方法、納付時間を拡大することにより、納付の利便性を向上させるなど、納付者のライフスタイルに合わせた環境整備をつくることが市民の方々のためになるのではないのでしょうか。現在の納付方法だけではなく、金融機関等が共同で構築したマルチペイメントネットワーク等を活用することにより、ATMやインターネットバンキング、コンビニ決済、あるいはモバイルバンキングなどを納付窓口として活用することにより、24時間いつでもどこでも納付することが可能となります。近隣地区におきましては、各務原市が今年度より市税全般をコンビニでも納付できるコンビニ決済が導入されております。

こうしたネットワークシステムを整備するには、整備費、手数料の問題等、さまざまな問題があることは十分に理解をしているつもりでございしますが、このマルチペイメントネットワークについて導入を含めた市の考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（児山廣茂君） 総務部長 加納和喜君。

○総務部長（加納和喜君） それでは、山口議員の一般質問、市税の電子申告及び納税環境整備についてお答えをいたします。

現在の税の電子申告等の状況であります。まず国の電子申告・納税システム「イータックス」につきましては、平成16年6月、全国一斉にその運用が開始されました。その全国での利用状況であります。平成18年5月11日現在で開始届け書の提出状況は、法人にあっては7万644件、個人にあっては12万3,212件で、平成17年度中の電子申告利用件数は、所得税で3万4,842件、法人税では3万2,484件、消費税では4万3,162件、その他の税目で1,795件の合計11万2,283件となっております。また、インターネット等を活用した納税は2万5,370件であります。

一方、地方税ポータルシステムの「エルタックス」につきましては、社団法人地方税電子化協議会により地方税の申告等の運用が開始され、平成18年4月段階では46都道府県及び13の政令指定都市が当該協議会に加入し、サービスの提供を行っているところでございます。このエルタックスのメリットは、自宅や事務所からインターネットを活用して申告が可能になることや、申告可能な時間が延長されること、あるいは申告データの自動受け付けによる窓口受け付け業務の効率化や、申告データの審査及び検索の迅速な対応が可能となることなどが上げられます。一方、課題ではありますが、これには税情報といった機密性の高い情報を取り扱うことや、現在の税に関する基幹システムとの連携などが上げられています。現在の対象税目は、法人事業税、法人住民税、固定資産税の償却資産となっており、岐阜県でも平成17年1月からこのエルタックスの運用が開始されており、その対象税目は、法人県民税、法人事業税となっております。

市といたしましても、電子申告の重要性は十分認識しておりますので、エルタックスを導入する場合における導入形態や、導入に伴う事務の見直し、所要経費の積算などを含め、地方税電子化協議会の電子申告・納税に対応したシステム開発や、対象税目の拡大等の状況を見きわめるとともに、市の賦課システムとの整合性や費用対効果等について今後とも十分に研究をしてまいりたいと存じております。

次に納税環境整備についてであります。近年、クレジットカードの利用範囲は、携帯電話料金、高速道路通行料、電気、ガス等の公共料金、病院の診察料など、日常生活分野に及んでおります。

こうした中で、神奈川県藤沢市では、軽自動車税クレジットカード納付の実証研究が今年度実施されました。これは軽自動車税のクレジットカード納付システムの構築と、税の収納チャンネルとしてのクレジットカード納付の有効性を検証する目的で、本年5月1日から5月25日までの間実施されたもので、「VISA」のロゴマークが入ったすべてのクレジットカードを利用した収納事業であります。約8万7,000件の課税客体のうち、この期間中2,200件がこのカード決済を活用されたとお聞きしております。また、千葉縣市川市は、固定資産税、軽自動車税、個人市民税の普通徴収等の収納に対し、専用の納税通知書により、パソコン及び携帯電話等を媒体としたマルチペイメントネットワークシステム、通称「ペイジー」と言われておりますが、このシステムの活用により、インターネットバンキング、モバイルバンキング、ATMの方式で納付ができる工夫をされております。

このほか、全国的にはこうした方式による納付システムや、コンビニを活用した収納を実施される地方公共団体も見受けられ、納税者の利便性の向上や収納業務の迅速化、効率化を図るため、収納窓口及び利用時間、場所等、納税者の納税環境整備の必要性が高まってきております。市といたしましては、今後こうした状況を見ながら、納期限内納付の促進、収納率の向上のため、現行の口座振替の利用者の拡大に努めるとともに、電子申告制度と同様、当市の賦課システム、収納手数料、収納環境整備につきまして研究してまいりたいと考えて

おりますので、御理解賜りますようお願い申し上げ、御答弁とさせていただきます。

○議長（児山廣茂君） 次に、8番 古田信雄君。

○8番（古田信雄君） 発言のお許しをいただきましたので、発言通告書に基づき、2点の質問をさせていただきます。

1点目に、市道東端・川端線の道路改良計画についてお尋ねをいたします。

この路線の起点は県道岐阜・美濃線と市道下切・坂田線の交差点で、途中、笠神の雇用促進住宅の東を経て笠神川端の長良川堤防までの路線でございます。

平成2年11月、衛生センター設置に伴い、笠神自治会は34項目の要望事項を添付しまして建設同意協定書に調印をいたしました。その要望事項の中で優先順位4番目に上げられている重要な生活道路東端・川端線の改良工事ではありますが、平成14年から3年間継続で拡幅改良工事が進められ、この路線の一部、県道上野・関線から終点の川端までが完了した以降、残りの区間の進捗が見られないのが現状であります。残りの区間は、田んぼの中を走る路面4メートル程度の路肩も土どめ壁すらない軟弱な道路で、朝夕の通勤時にはすれ違いもままならず、まして保育園・幼稚園バスが通れば300メートルも前方で通り抜けを待って譲り合うような状況であります。その上、今議会に上程されております幅員13メートルの西側・西向線が供用開始されれば、その交通事情がどんな状況になるかはお察しいただけるものと思います。

以上のようなことから、笠神自治会ではこの東端・川端線の一日も早い着工・完了を切望しています。今後どのような改良計画があるのかをお尋ねいたします。

次に2番目、コミュニティバス「わっちも乗るCar」の現状と今後の路線見直しの計画についてお尋ねをいたします。

平成15年6月、美濃病院の開院にあわせてコミュニティバス「わっちも乗るCar」が運行開始されて、以来、市民サービスのより向上を目指して、試験的ではありましたが、デマンドタクシーの導入、路線の見直し、時刻表の見直し、そして運行当初200円の乗車料を100円にと、努力されていますことにつきましては承知をいたしております。しかし、すれ違うコミュニティバスの乗客の姿は見え、寂しい思いをするのは私だけではないと思います。

そこで、いま一度、路線、時刻表等の見直しが必要かと思えます。例えば藍見地区の場合、西部土地地区画整理地内、もみじが丘を運行経路とし、バス停の設置をし、あわせて笠神、雇用促進住宅、西向を通過する経路変更も一案と考えますが、いかがでしょうか。

また、全地域の運行経路につきましても、所期の目的は基本的に堅持しながらも、乗客が各地の神社仏閣、名所、文化財等のスタンプラリーを実施し、美濃市のよさを美濃市民に知っていただければ、人と人との交流、健康増進、乗車率向上にもつながると考えますが、市当局の見解をお尋ねいたします。

○議長（児山廣茂君） 経済建設部長 福井昭次君。

○**経済建設部長（福井昭次君）** 古田議員の一般質問の1点目、市道東端・川端線の道路改良計画についてお答えをいたします。

市民の日常生活に最も関連の深い市道につきましては、1級、2級の路線と、その他の路線に大きく分けて整備し、管理をしています。1級、2級の路線につきましては、幹線道路との接続や地域の利便性のある道路であります。平成18年3月末現在の市道は、1級29路線、2級19路線、その他の路線824路線、合計872路線であります。東端・川端線は、美濃市大字大矢田字岡畑572番地5先から美濃市大字笠神字古村246番地1先までの延長1,470.7メートルの2級認定路線であります。

議員御質問の市道東端・川端線の道路改良計画につきましては、美濃市西部土地区画整理事業で整備されました幹線道路と渡来川で接続するため、渡来川に平成16年度事業で全幅員14.78メートルのもみじヶ丘橋を整備いたしました。この先の路線整備につきましては、約280メートルが幅員6メートルで整備済みであります。しかし、この先につきましては、認定路線での拡幅整備計画は、用地問題など事業費は相当かかることが予測されます。

そこで、第4次総合計画の後期計画では、市道笠神・丸山線に接続する計画であります。この計画は、渡来川、すなわちもみじヶ丘橋から市道笠神・丸山線までが延長約520メートル、そのうち約280メートルが幅員6メートルに改良済みで、約54%の整備率であります。この先約110メートルの市道笠神12号線に接続するまでが整備計画で、整備率を75%としております。今後この事業推進のために、地元自治会の御意見や土地所有者などの御理解、市の財政などを考慮いたしまして、第4次総合計画の位置づけの主要事業計画の中で検討していきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます、答弁とさせていただきます。

○**議長（児山廣茂君）** 総務部参事兼総合政策課長 平林 泉君。

○**総務部参事兼総合政策課長（平林 泉君）** それでは、古田議員の質問の2点目、コミュニティバスの現況と今後の路線の見直し計画についてお答えをいたします。

コミュニティバス「わっちも乗ろCar」につきましては、平成15年6月からバス2台体制で5路線の運行を開始いたしまして、その後、市民の皆様からさまざまな御意見、御要望をいただきながら、平成16年4月から7路線で運行いたしまして、既存路線の一部の見直しを行ってまいりました。また、本年4月1日からは乗車料金を200円から100円に変更したところでございます。

コミュニティバスにつきましては、高齢者を初めとする交通弱者の皆さんの通院、あるいは買い物の足として、交通空白地帯を解消いたしまして、既存のバス路線を補完するという目的で運行しておるところでございます。乗車数は、平成17年度の年間利用者合計1万4,150人、月平均の利用者は1,179人、1日当たりの平均利用者は38人になっております。乗車率は低い状況になっておるところでございます。

議員御指摘のバス路線大矢田・藍見線は、極楽寺共栄から美濃市駅を1日2往復、バス停の数では37カ所、所要時間は55分の行程で運行している路線でございます。県道上野・関線の一部を往復している路線でもあります。17年度年間利用者合計はこの路線につきましては1,511人で、月平均の利用者は125人、1日当たりの平均利用者は8人となっております。

この既存バス路線を、今議会に美濃西部土地区画整理事業区域内の市道路線の認定を上程しております市道西側・西向線へ運行ルートを変更してはどうかとの質問でございますが、バス路線を変更する場合には、岐阜陸運支局の変更認可を得る必要がございますし、バス事業者、道路管理者、警察との協議も必要になってまいりますので、関係者とも協議をいたしまして、その方向で検討をさせていただきます。

また、路線や時刻表などの見直しにつきましては、効率的かつ効果的なバスの運行ができ、市民皆様が親しみをもち、利用しやすいコミュニティバスとなるよう今後も努めてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に議員御提案の、コミュニティバスを利用したスタンプラリーの実施につきましては、今後のバス運営の参考にさせていただきたいと存じますので、よろしく申し上げます。

以上をもって答弁とさせていただきます。

〔8番議員挙手〕

○議長（兎山廣茂君） 8番 古田信雄君。

○8番（古田信雄君） 2点目のコミュニティバスの質問は、おおむね了解といたします。路線の変更を検討されるという御答弁でございましたが、ぜひとも、将来このもみじが丘というところにたくさんの人口増が見込まれることから、早急な路線、そしてバス停の設置を希望しておきます。

次に1点目の質問でございますが、若干の意見と要望を申し上げます。

この東端・川端線は、現在、西部土地区画整理組合の事業によって路線の一部がなくなっておりまして、本定例会初日に上程されております先ほど申し上げました市道認定路線の西側・西向線と楓台地先で接続しておりまして、この路線は幅員13メートルの両側歩道設置されたすばらしい道路が、今議会認定後、供用開始される見込みであります。この路線が西部土地区画整理組合エリアと東端・川端線を接続させるために、平成16年、17年の2カ年で約8,640万ほどを投じ、もみじヶ丘橋を新設し、開通の運びとなりまして、両地域の利便性は格段に向上しましたが、近い将来、県道岐阜・美濃線交差点より幅員13メートルのこの西側・西向線に誘導されるように大型貨物車などの通行量が増すだろうと心配するのは、地元を初め私もそう信じております。

そこで私は、今建設部長からも御答弁がございましたが、私自身の願望も含めてこんなふうに解釈しました。上程されております西側・西向線は、東端・川端線の区域変更とし、そのために、もみじヶ丘橋の工事名も東端・川端線橋梁工事として発注をされ、完成しております。本年3月に策定されました美濃市第4次総合計画・後期基本計画の中でも、生活道路の

整備では、見出しの枠囲みで、東端・川端線（渡来川から笠神・丸山線）の整備と上げられておりますことから、大変重要な路線と当局では位置づけをされていることは十分に理解ができますし、そのように理解をしております。この重要道路を、地先笠神では、確かに便利にはなったけど、このままの道では危なくてかなわん、早く広い道路にしてほしいという住民の声は大でございませう。ですから、一日も早い着工・開通を強く要望申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（児山廣茂君） これより10分間休憩いたします。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時18分

○議長（児山廣茂君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

12番 日比野 豊君。

○12番（日比野 豊君） 発言通告に従いまして、市政に対する一般質問を市長にお尋ねいたします。

最初に、美濃インター前区画整理地への大規模小売店舗出店計画についてであります。

この区画整理地への大型店の出店問題につきましては、3月の定例会におきまして、私自身、市長にこの大型店の出店に対する所見をお尋ねしたわけですが、3月の時点までは、出店予定業者からのその具体的な出店に関する計画説明はなく、計画説明を業者から受けた後、市長として美濃市の総合的な発展も視野に入れながら慎重な判断をしたいとの答弁をいただいたわけであります。

それ以後、約3ヵ月が経過しようとしている今日でございますけど、この開発予定業者は、積極的に地権者を訪問いたしまして、土地の賃貸に対する同意を求めて積極的に訪問されていると聞いております。また先般、5月の2日だと思っておりますけど、5月の初めには、美濃商工会議所からの要請によりまして、出店計画概要書を持参しまして説明、あいさつに訪れたと聞いております。このようなことから、私自身、非常にこの業者、開発に関する業者の動きが慌ただしくなってきたなと思っている次第でございますが、一番肝心な出店に関するいろいろな認可を与えているという市当局に対しまして、この3月議会後の何らかの説明、あいさつ等が私自身はあったようにも想像するものですが、その有無についてを市長にお尋ねするものであります。

続きまして、先般の5月の全員協議会におきまして、美濃市のまちづくりとしての美濃インター前、いわゆる美濃南西部地区の整備計画案というものが突然と提示されました。この計画案は、私もその内容を拝察しまして非常に驚いたわけですが、今後この計画案をどのような方向、いわゆる手段で、いつごろまでに市長として方向づけをされるのかをお尋ねするものでございます。

言うまでもなく、このインター前の整備計画案は、美濃市の第4次総並びに都市計画のマスタープランをもとにしまして、本市の交通の玄関口でありますこの美濃インター前土地区画整理事業を推進いたしまして、土地の有効利用を図るとともに、新市街地の形成を目指すものであること自身は私自身承知いたしている者の一人であります。本計画のこの案によりますと、区画整理事業面積約12.5ヘクタールのこの区画整理予定地の約半分に当たる6.4ヘクタールをいわゆる新市街地の検討地区として位置づけて、第1案といたしましては、沿道サービス・プラス大規模商業施設案、また第2案といたしましては、沿道サービス・プラス住宅案と、2案の整備計画が提示されたわけですが、今時期のこの計画案の提示に、私自身、いささか疑問、懸念を持っている者の一人であります。

このような観点から、この美濃南西部地区整備計画案は、恐らくコンサルタントを交え、担当課で検討されたと推測いたしますが、この事業はいつごろから着手され、事前にこの美濃インター前区画整理組合組合員の地権者に対する説明がなされたのかどうか。また、今後この計画案をどのような手順、方法で協議・検討され、いつごろまでにその方向を決定されるのか。

以上2点につきまして市長にお尋ねいたします。よろしく願いいたします。

○議長（児山廣茂君） 市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 日比野議員の一般質問、美濃インター前区画整理地への大規模小売店舗出店についての1点目、3月議会後の開発事業者からの説明の有無についてお答えをいたします。

去る3月議会において日比野議員の一般質問にお答えをいたしました以後、出店予定事業者から地権者に対しては精力的な取り組みをされ、美濃インター前区画整理組合及び商工会議所に対しては概要説明をされたと聞き及んでおりますが、現在までに市に対して出店予定事業者からの説明は受けておりません。

次に2点目、美濃市のまちづくりとしてインター前の整備計画案が提示されたが、今後どのような方法で、いつごろまでに方向づけをされるかについてお答えをしたいと思います。

平成17年度当初予算に美濃南西部地区整備計画策定経費が認められまして、昨年6月から庁内で、中有知地区、藍見地区、大矢田地区について、人口、土地利用、景観形成、防災対策などの協議を重ねた結果、3地区は地域特性や土地整備状況が異なることから一体で計画策定することは望ましくないため、今回は、東海環状自動車道の開通、インター前土地区画整理仮換地指定の完了により、今後変化が著しいこの地区をまちづくり交付金事業を活用して整備を図るために、美濃南西部地区計画策定をコンサルタント会社に業務委託しまして、3月末までに市において2案を作成いたしました。その後、5月に市議会全員協議会と美濃インター前区画整理組合役員の方々にも報告をさせていただきました。

今後は、6月9日に開催いたしました市内の各種団体の代表と学識経験者及び住民による美濃南西部地区整備計画懇談会の御意見や、美濃インター前土地区画整理組合員の意向を尊

重しつつ、協議・検討し、秋ごろには方向づけをしたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

[12番議員挙手]

○議長（児山廣茂君） 12番 日比野 豊君。

○12番（日比野 豊君） ただいまの答弁で了解をしておりますけど、なぜ私がこれだけ本会議場ではっきりと出店予定者からの事前説明、あいさつの有無を求めているか。やはり市民の方々、またこの関係者は、非常にこの出店予定者の計画に対する、市の姿勢に対する疑問をお持ちの方、私も出店予定者からの計画概要図、また市が整備計画案として出されましたこの2案のうちの計画案の地区の概要を見比べると、ほとんど予定者も事前に、検討1です、結局。市の整備計画案の検討1と一緒に、ただ建物の形態は、これはどんなものを建てるかわかりませんが、非常に位置づけがインター前で同じになっている。それに対して私はいささか懸念を持つわけなんですけど、なぜかと申しますと、この開発予定者は、いわゆる地権者、区画整理組合員に對しまして、市の方もこのように、インター前の第1案として、沿道サービス・プラス大規模商業施設の案も持っているよというような結局案を出されたわけで、今どきこれを地権者の方々、また市民も見ますと、何かその個人の事業者に対する行政が、計画案ですので、応援をなされているのではないかと思ったり、特に地権者、予定者に関しましては、当初のこの区画整理の説明は、新市街地の開発プラス優良住宅の確保ということで当初は始まっておると。4次総を見てもこの大規模商業施設なんていう素案といいますか言葉も出てきませんし、特に開発業者にいたしましては、仮同意の取りつけに、このように市の方も1案を持ちまして前向きにやっているよというようなアプローチですね、非常に仮同意の認可を得るのにプラスになるような勧誘といいますか、承諾をもらっているという声も聞こえてきますし、私もそのように思っている者の一人でございますけど、特に一番この重なった、時期が余りにも重なりましたので私は少し懸念されるわけですけど、今市長は答弁の中で、6月9日ですか、市内の各種団体の代表、美濃南西部地区整備計画懇談会を持たれたと聞きまして私はびっくりしたわけですけど、私自身、初耳でもございますが、このメンバーにどのようなメンバーを招集され、またその協議内容とか検討、懇談内容はいかがなものであったかと。また、この懇談会の立ち上げは、今後どのように開催予定かということがもしわかりましたらお尋ねしたいと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（児山廣茂君） 市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 私の施政方針は、厳正で、なおかつ清潔で透明なということを目指しておりますので、今のような不安のあるとか、あるいは疑念を抱くというようなことは一切ございませんし、今後も、公開をいつもしておりますので、そういった事件があれば、その時点で疑念を解消していただくように努力をしていただきたいと思います。我々もそのようにこたえてまいります。

美濃南西部地区整備計画の懇談会のメンバーでございますが、各種代表でございますけれども、18名にお願いしております、連合自治会、あるいは地元の自治会、あるいは区画整理組合、あるいは商工会議所の代表、あるいは青年会議所等の代表、それから福祉関係の社会福祉協議会等の代表、金融機関等の代表、あるいは中心市街地の商店街の代表、あるいは消費者の団体の代表、あるいは市民会議等で活躍しておられる女性の団体、あるいは認定農家、あるいは地元中有知の小売店、それからうだつの町並みの小売店、それから農業者の女性の代表、それから大型店舗のそれぞれの代表者というような方々を懇談会に招きまして、いろいろ意見を伺っております。

6月9日に開催いたしました懇談会には、18名の委員さんが全員御出席をいただいたようでございます。私はちょっと当日出席はできませんでしたが、第1回の顔合わせでもあったこともあります、今後回を重ねて意見を伺っていきたいと思います。

第1回の主な内容を要約いたしますと、1点目としては、市の玄関口としてふさわしく、美濃市らしい景観に配慮した整備を希望するとともに、インフォメーション施設や市民が集えるような施設を整備してほしい。それから、インター前に大型商業施設が立地されることが適切なのか不適切なのか、他市の例も含めて、重要な地域なので検討をしてほしい。さらに、消費者としては、たくさんの商業施設があった方がよい。また地権者からは、ぜひ大型商業施設を受け入れたいとの要望もありました。重ねて、周辺環境に配慮した整備計画が必要ということが主な意見でございました。

今後、美濃南西部地区整備計画懇談会を重ねまして、秋ごろをめどに、美濃市の玄関口にふさわしい美濃インター前の、南西部区画整理計画の2案を慎重にまた検討やら意見をいただきながら、市として判断をしていきたいと思います。業者は、それぞれ自分の思惑があって動かれることは事実でしょうけれども、私どもは私どものちゃんとした計画のもとに進めてまいりますので、疑念のないように御理解を賜りたいと思います。

〔12番議員挙手〕

○議長（児山廣茂君） 12番 日比野 豊君。

○12番（日比野 豊君） 市長の政治信念であります清新ということで、失礼なことが入ったかと思いますが、お聞きして安心しましたが、私自身、3月の議会でも申し述べましたように、今の日本の再生に向けましては、いわゆる国においては、特に今後急速になります超高齢化時代の到来に備えまして、今国会においてまちづくり3法の見直しをやり、いわゆる地方都市においては、その都市機能の拡散にブレーキをかける、また一方で中心市街地再生にアクセルを踏み込むという、こういう国においても、コンパクトなにぎわい、まちづくりの再生を目指しておるわけでございまして、市長がいつも申し述べておられます、小さくてもキラリと光るスローライフシティ、またコンパクトシティを目指していくというような言葉をよく拝聴するわけですけど、私の考えといたしましては、この美濃市というものは、もう南西部にも大型店が2店出ていますし、また地元にも中型店があるということで、確かに

交通の利便性のいいその場所にもう一つ商業施設をつくっての宅地改良、区画整理には、私自身はとても反対といたしますか、納得いかないような見解でございます。

そんなわけで、非常に、これはただ大型施設をつくるつくらんじゃなくて、本当に今後の美濃市のまちづくりに対して、この大型、沿道サービスにつけた大型商業施設のこういう案がいいのかどうかということは、やはり市民一人ひとり関心を持っておりますし、市長もこのような国の施策、方針をよく御配慮くださいますして、最終的な判断をしてもらいたいと思います。

最後に1点だけはっきりしておきたいのは、この2案が出てきましたが、先ほど秋ごろまでに方向性をつけたいといたしますけど、いわゆるこの方向づけ、1案、2案という、ただ案の提示でありますけど、これの最終的な決断は、私は当然地権者、120数名います中有知とか整理組合の地権者にあると、私自身はそのように判断しておるわけですけど、そこら辺の最終的な決断はだれがなされるのかお尋ねいたしまして、質問を終わりたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（児山廣茂君） 市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 日比野議員の話では再々質問はないような印象でございましたが、最後に再質問がありましたので、再々質問にお答えをしたいと思います。

この地区につきましては、何かちょっと誤解があるようでございますけれども、もともと準工業地帯でありますので、こういった開発業者が進出できる、こういった商業施設をしようとすると、準工業地帯でないといけないということでもあります。全体がそういう地区でありましたが、見直しをしまして、住宅専用区をつくって、そちらには市民の住宅を、あるいはそこに新しい新住民を入れていくと。それからインター前そのものの地域については、準工業地帯として、私としては、大変失礼ですが、いろんなインター前へ行きますと、キラキラと光ったようなネオンサインのいろんなものがあります。ああいったものは建設できない。しかし、商業や、あるいはそういったにぎわいをつくるような、新市街地になるような、そんな高度利用のできる土地利用として準工業地域ということを既に指定した上でやっておることございまして、今度の計画がたまたまその準工業地帯を中心にしてどうするという話でありまして、当然その業者はそういうところを目指してしか進出できませんので、たまたま一致したということであって、私どもがどうこうということではありません。

市としては、西南部、それから今後計画が予定されております中有知地区の今のインター前の反対側の南部ですね、こういったものの区画整理とか、こういう一連の全体の流れを見ながら、新しいキラリと光る美濃市づくりをしていくと。こういう観点でうちは動いておりますので、業者は自分の営業利益の目的のために動いておるかもしれませんが、まだそういったところからは建築確認や、あるいは開発計画その他は一切出ているわけではございませんので、市といたしまして今そういった業者にどうこうという立場もございませんし、また地権者や皆さんの今の要望を十分聞いて、あるいは既存の今ある施設、そういった商業施設

やいろんな方の考え方も入れながら、市として指導できる、あるいは規制できる範囲の中で最大の努力をして、インター前が美濃市がふさわしい玄関口になるように努力をしてみたいと、このように思いますので、情報公開を原則にしながら、皆さんに理解いただいて、賛同を得ながらインター前のこういった開発をしていきたいと、このように考えておりますので、御理解を賜りますように申し上げて、再々答弁いたします。

〔「最終的な決定ということは」と12番議員の声あり〕

○市長（石川道政君） 秋ごろを予定しておりますが、これはあくまで予定でありますので、十分な意見を聞くまでに時間が足りないようであれば、またさらに延長していく必要があるかと思っております。

〔「市長が決断をされるわけですか」と12番議員の声あり〕

○市長（石川道政君） いや、私だけではできませんので、もちろんこの土地を持っておられる地権者の意見が最優先であります。だから、市として、今申し上げたように、指導したり規制ができる範囲内でしか市長としてはできませんので、これを市の全体の玄関口にふさわしい計画としてそういう方向へ誘導していくということでもあります。

以上をもって答弁とします。

○議長（児山廣茂君） 次に、18番 西部和子君。

○18番（西部和子君） 私は、大きい項目で3点の一般質問を行います。

まず1点目、障害者自立支援法の施行についてお尋ねをいたします。

ことし4月から障害者自立支援法が施行されました。この法律は、障害者の福祉制度を大きく変えるもので、今後順次実施されていきますが、その特徴は、一つに、利用者負担を応能負担から応益負担に変えたこと。二つに、心身、知的、精神の3障害を一元化し、障害別のサービス利用枠の制限緩和を行ったこと。三つに、利用できるサービスの種別や給付金額、量を決める障害程度区分を導入したこと。四つに、利用計画を立てる相談支援事業者制度を導入したこと。五つに、施設の提供主体を市町村にしたことなどです。

国は、障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援するとして、この法律を提案いたしました。しかし、障害者とその家族に大きな負担を強い、障害が重く、制度を多く利用する人ほど負担が大きくなるという応益負担が導入され、障害者団体などからは、自立支援どころか、自立を妨げ、生きる権利を奪うと強い反対の声が上がり、全国各地で抗議の行動が起りました。そして、衆議院の解散に伴い一度は廃案になりましたけれども、特別国会に再提出され、強行成立が図られました。

このような経過をたどって成立した障害者自立支援法ですが、まずお尋ねをするのは、関係者への周知徹底はどのようになされているのかについてです。既に4月から1割の利用者負担が徴収されてはいますが、障害程度区分の認定などは10月実施となっており、現段階では制度の内容を十分承知されていない関係者もおられると思います。できるだけ丁寧な方法で周知を図ることが必要と考えますが、いかがでしょうか。

2点目は、障害程度区分を判定する審査会へ当事者の意見を反映させる仕組みが必要だと思いますので、要望があれば家族を含めた当事者を審議会へ出席してもらえるようにし、より現実に合った認定ができるよう配慮することが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

認定には、訪問調査の聞き取り結果に基づいてコンピューターが判定する1次判定と、審査会で行われる2次判定とがあります。訪問調査の項目は主にできるかできないかという結果だけを問うものであるようであり、できるけれども大変時間がかかるとか、できるけれども大きな困難を伴うといった、大変さの度合いという観点はないように私は思います。そのため、例えば1種1級の最重度障害者で電動車いすに乗っているという状態の人が、要介護3の「中」程度の認定になるなどということが言われております。全盲や聾啞者の方々の場合は「非該当」や「自立」との判定になるケースもあるとも聞いております。

また、この程度の障害なら利用枠はこれだけというふうにサービス枠を決めてしまうのではなく、その人の生活実態や社会参加の状態からサービスの量を定めることも必要なのではないでしょうか。そのためには、審査会への当事者の出席の仕組みをつくり、希望される方の意見を聞くことが必要だと思われませんが、どうでしょうか、お尋ねをいたします。

次は、市町村の裁量的施策で展開するとされる地域生活支援事業の利用料負担についてお尋ねをいたします。

現在、市ではこの事業で行う施策を検討中と推察いたしますが、必須事業となるものに、相談支援、移動支援、手話通訳を派遣するなどのコミュニケーション事業、日常生活用具給付事業、地域活動支援センター事業などがあるということです。これらのサービスの多くは、実施主体の市町村の判断で、今後、利用者負担が決定できるということになっています。もともと障害者の方が福祉サービスを利用するのに、それを受益ととらえて受益者負担を徴収すること自体、おかしい考え方だと私は思います。障害者福祉は、障害者の生活を多面的に支え、基本的な人権を保障するための施策です。そのサービスを利用することを受益ととらえることは、余りに人権を無視した考え方だと言わざるを得ません。そこで、市の裁量で利用料を決定できる地域生活支援事業だけでも無料で実施してもらいたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

次に障害者支援法の質問としては最後になりますけれども、4点目は、職員体制に関する質問です。

この自立支援法は、市の役割を大きく広げたと思います。さきにも申し上げましたように、身体、知的、精神の三つの障害に関するサービス提供の責任が市に一元化され、サービスを利用するための支給決定や利用料減免の認定など、市で行わなければなりません。また、障害者の皆さんのニーズを的確に把握して地域生活支援事業に反映させることも必要です。さらには、今年度3月までにつくる予定になっております障害福祉計画に地域のニーズを反映させ、実態に合った計画づくりも必要です。このような作業を行うためには、今の職員体制では不十分だと思われそうですが、その充実を求めるものです。

以上、よろしく願いをいたします。

2点目は、市民のボランティア活動の推進について質問をいたします。

1995年、平成9年でありますけれども、1月の阪神・淡路大震災のとき、国や行政の対応がおくれるもとの、NPOやボランティア団体が現地に駆けつけ、被災者救援に大きな力を発揮いたしました。こうしたことがきっかけとなって、ボランティア活動が全国的に活発になってまいりました。そして今日では、自治体はもちろんのこと、企業もボランティアをパートナーと考えるようになってきたと私は思います。

ボランティア活動は、行政や企業では十分対応できない社会サービスの需要をきめ細かく対応できる組織として注目されてきたと、大阪大学の教授も指摘しておられますけれども、市と市民の皆さんとの協働を進めていく上で、その役割は大きくなっていくと私も考えるものです。当然、市とは対等の関係を保ちながら、自主的で自発的な活動が保障されることが前提となるわけでありましてけれども、こうした考えに立って以下3点ほど質問をいたします。

まず1点目は、ボランティアバンクの現状と課題について、教育委員会の考えをお尋ねいたします。

現在、ボランティアバンクは登録者300人弱で、これをふやす必要があると思います。第4次総合計画の後期計画では5年後の目標を400人としていますが、その達成に向け、最近、教育委員会では市民の皆さんにアンケートを実施いたしました。アンケートの内容は、ボランティアバンクへの登録を募るとともに、ボランティアにしてみたいこと、すなわちニーズの把握です。しかし、この市民アンケートの結果は、回収率が低く、十分なものではありませんでした。

今後の課題として、まずニーズ把握の方法を検討することが必要なのではないのでしょうか。例えば障害者団体の皆さんや、あるいは民生委員さん、子育て中の家庭の保護者、老人クラブの皆さん、NPO法人など、ニーズ把握には具体的な団体や階層へのアプローチが必要なのではないかと思います。そして、把握されたニーズのうち、ボランティア活動の分野として適切なニーズを情報公開し、これなら自分にもできるという市民の皆さんの意思を補足することが必要だと思います。このような方法で、ボランティアに関する需要と供給を明確にする努力が必要ではないかと思われまます。

また、市民の皆さんのボランティア活動への関心を醸成するためには、生涯学習講座の開講なども有効なのではないのでしょうか。例えば手話通訳、要約筆記、山林の景観保全等々の講座を開講して関心を高めるなどのことはいかがでしょうか。

2点目は、資金援助を充実させてほしいと思う問題です。

ボランティア活動を活発に行ってもらうためには、どうしても資金、いわゆる経費の援助が必要です。現行では、心豊かな人づくり・活気ある地域づくり事業が資金援助の役割を果たしている面があります。しかし、この事業の財源は数年後には底をつくのではないでしょ

うか。心豊かな人づくり・活気ある地域づくり事業を継続させることを求めるとともに、ボランティア活動に必要な費用に補助金制度を設ける必要もあると思います。この補助金については、現在、社会福祉協議会のボランティア連絡協議会へ加入している団体や、身近な自然環境保全事業に該当する活動団体には制度があります。こういう制度を各分野のボランティア活動に拡大させてほしいと思うわけです。

3点目は、ボランティア団体が公共施設を利用する場合の利用料や冷暖房費負担を減免してほしいという問題です。

週1回1時間半、中央公民館で研修される手話通訳のボランティアの場合、中央公民館を使用しておられますけれども、冷暖房が要る季節は月1,600円ほどの費用が必要だということです。この団体の場合、公民館の使用料についてはボランティア連絡協議会の加入団体であるため免除されていますけれども、冷暖房費も当然免除されてしかるべきだと思うわけですけれども、現在のところはそうならない向きがあります。

また、ボランティア連絡協議会に加入していなくても、ボランティアとしての活動が確認できるグループは、会場の使用に係る今申し上げたような経費は減免の対象にしてほしいと思うわけでありますが、いかがでしょうか、教育長にお尋ねをいたします。

次に最後の質問であります、3点目、中濃消防組合における消防力の強化についてのお尋ねをいたします。

まず初めに、消防庁が示す消防力の整備指針と現状との乖離を是正することが必要であると思いますが、いかがでしょうか、伺いをいたします。

消防体制は、私たちの生命・身体・財産を守るためには、なくてはならないものです。そして、とりわけ大規模地震の発生が予想され、かつ地球環境の変化で予測を超える洪水などの災害も頻発している今日、消防力の強化は待ったなしの課題だと思います。しかし、現状は今日的課題にふさわしい状況にはありません。

昨年6月に改正される以前の消防庁から出されております「消防力の基準」、これは施設としての消防庁舎や消防車両、消防の水利、そして職員についてその基準を定めたものですが、それに照らしてみますと、特に消防職員の不足が顕著です。その充足率は全国平均75.5%と言われておりまして、全国で5万人の消防士が不足しているというふうに言われております。

当中濃消防組合の場合は、消防本部発行の「消防年報16年版」を見ると、車両については消防ポンプ車と科学消防車が1台ずつ不足しており、不足した状態の現有車両に対する基準人員は120人ということでもありますけれども、現有人員は96人で、24人不足している状態です。これは、消防車や救急車で火事や病人、けが人に対応する消防士を「警防要員」と言うのだそうですけれども、この警防要員で24人が不足しているということです。このほかに、消防車や救急車の要請を119番で受ける通信員や、予防という仕事に携わる要員にもそれぞれ基準があり、この分野では15人の不足という状況です。つまり、現有車両に対して総勢

183人必要なのに、現員は 144人で、39人の不足ということになり、充足率は78.7%で、全国平均を少し上回る程度です。

しかし、この消防力の基準は、多様化する災害に対応するための警防体制の強化、また急速な高齢化に伴う救急出動件数の増大や、救急業務の高度化などに的確に対応するために、消防力の整備指針として昨年改正されました。この整備指針に比べると、さらに不足人員は多くなり、警防とそのほかの要員合わせて79人もの不足で、充足率は62.9%ということになります。

消防の仕事は、いつ何どき発生するか知れない火事や事故、病人、あるいは災害に備えるわけですから、常に最悪の事態に対応した備えが必要です。救急出動中に火災が発生することもあり得るわけです。ところが、現状では消防と救急は兼務のため、火災出動中には救急に十分対応できず、救急出動中には火災に十分対応できない事態になっています。これでは市民の皆さんの生命と財産を守れないということになるのではないのでしょうか。一つの消防署で救急出動と消防出動が同時に発生することは年間に何回もないかもしれませんが、救急出動は年々増加し、中濃消防署管内では平成13年の出動回数は 3,081件、1日平均にしますと 8.5件であったものが、16年になりますと 3,397件、1日平均 9.3件となり 316件ふえています。このような状態からいっても、救急と消防出動が重ならない保証はありません。

美濃消防署の場合を具体的に見てみますと、勤務者23人で、署長は日勤という勤務の形態でありますけれども、あとの22人の方々が11人ずつ2部に分かれて毎日勤務をします。しかし、実質は休日をとるなどの関係で常時7人から8人が朝8時半から翌日の8時半までの24時間勤務で働きます。24時間のうち、16時間が拘束時間、7時間が仮眠、1時間が休憩という働き方が基本になるようであります。昼間は、救急出動があつて救急車に3人が乗車しますと、あと残りは4人から5人が署におられるということになり、火災出動に備えることは不十分ながらも何とかできるという状況にあるかもしれませんが、夜間ともなりますと、仮眠者がありますので、常時起きて救急や火災に対応する人数は2人から3人ということになります。この体制では、救急出動があると、仮眠中の人を起こして対応することになります。また、普通、救急出動には3人が出ますけれども、病人や家屋が狭いなど、いろいろな状況によっては3人では足りないというようなこともあるそうです。心臓マッサージをやり続けなければならないときや、狭い場所から搬出しなければならない場合など、要員が4人は必要というときもあるようであります。応急処置を行い、また行いつつ、一刻も早く適切な医療機関に運ぶという使命からも、3人乗務は不十分と言えますが、人員不足でそうせざるを得ないような状況となっているようであります。

消防体制は、保険を掛けるのに似て、万が一の事態に備えるためのものです。消防力の指針からの余りにも大きな乖離は、放置できない問題ではないのでしょうか。条例定数の改善を求め、人員の増員を求めるものであります。

2点目は、消防署所等の耐震診断や耐震化の計画があるかどうかについて伺います。

中濃消防組合には、本部のほか、二つの消防署と一つの分署、そして五つの出張所があります。それらの建物には、耐震基準が強化される前に建設されたものも多くあります。美濃消防署もその一つで、昭和47年12月の建築ということでもありますけれども、耐震診断及び耐震化計画はどのようになっているのでしょうか、お尋ねをいたします。

以上、よろしく御答弁お願いいたします。

○議長（児山廣茂君） これより昼食のため休憩いたします。午後1時から会議を開きます。

休憩 午後0時03分

再開 午後1時00分

○議長（児山廣茂君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

民生部長 渡辺兼雄君。

○民生部長（渡辺兼雄君） それでは、西部議員の一般質問の1点目、障害者自立支援法の施行についてお答えをいたします。

障害者自立支援法が平成18年4月1日から施行されました。この法律は、現行の障害福祉に関する諸制度を整理・統合するなど、制度全体を抜本的に見直し、障害福祉サービスの向上を図るとともに、将来にわたり安定した制度へと転換することを目的として制定され、現在、市では障害程度区分認定調査の準備を行っているところでございます。

質問の一つ目の、関係者への周知徹底はどのようになされているのかにつきましては、本年2月1日号「広報みの」で掲載をするとともに、2月1日から15日に対象者約30名の方と面談をしながら概要説明を行いました。また、身体障害者福祉協会美濃市支部理事会、身体障害者相談員協議会、みのりの家作業所保護者会の方たちにも御説明をいたしましたので、御理解をいただいているものと考えております。今後も国・県からの情報が入り次第、十分御理解いただけるよう丁寧な方法で周知を図ってまいりたいと考えております。

二つ目の、障害程度区分の判定を行う審査会へ当事者の意見がより反映される仕組みが必要ではないのかにつきましては、認定調査員が申請のあった本人及び保護者等と面談し、認定調査106項目について調査を行います。市といたしましては、認定調査が客観的かつ公平・公正に行われるよう障害者相談支援事業所に委託し、認定調査員は、精神保健福祉士、社会福祉士など専門スタッフが当たることになっております。概況調査では、本人及び家族等の状況や、現在のサービス内容や家族からの介護状況、特に日中活動関連、介護者関連、住宅関連は詳細に記載することになっております。また、サービスの回数や頻度等の具体的な状況、判断の根拠につきましては特記事項に記載いたします。当事者の意見がより反映される仕組みになっていると考えているところでございます。

三つ目の、地域生活支援事業の利用者負担をどのように考えているのかにつきましては、現在どの市町村も検討中で、どのような方向になるのか判断できない状況であります。今後、情報収集するとともに、障害者福祉計画策定時に、利用者のニーズを把握しながら、利

用者負担について早急に検討してまいりたいと考えております。

四つ目の、市の役割が増大するが、職員体制の充実が必要ではないのかにつきましては、福祉行政の多様化に対応するため、本年1名を増員するとともに、相談支援事業につきましては相談支援事業所に委託をして、職員の負担の軽減を進めているところでございます。今後もより細かな支援を進めていくよう考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。答弁とさせていただきます。

○議長（児山廣茂君） 教育長 後藤正之君。

○教育長（後藤正之君） 西部議員の一般質問の2点目、市民のボランティア活動の推進についてにお答えいたします。

美濃市は、「スローライフシティ」をキーワードに、積極的な市民参加、市民協働によるまちづくりを進め、「住みたいまち 訪れたいまち 美濃市」の実現を目指しています。福祉、環境、教育、文化、観光など、あらゆる分野において多くの市民によるボランティア活動によって本市のまちづくりが進められており、こうした市民の姿勢に敬意と感謝を申し上げるところでございます。

さて、一つ目のボランティアバンクの現状と課題についてどのように考えているかでございますが、平成17年度時点の生涯学習課に登録いただいているボランティアバンクの登録者は、個人34名、団体29団体 245名、計 279名でございます。登録されていなくても、教育、福祉、環境、防災、まちづくり、男女共同参画などにおいて、団体や個人がボランティアとして取り組んでいただいているととらえております。

教育委員会では、幅広いボランティア活動の充実を図ることを目指して、例年のようなボランティアバンク登録に加えて、生涯学習関係以外の分野のボランティア登録のお願いと、ボランティアでやってほしいニーズの把握をするため、全戸に依頼文を配布し、はがきで御回答をいただくようお願いしたところでございます。現在5名の回答をいただいておりますが、これからも登録いただくよう進め、要請により情報提供をしていきたいと考えております。

課題といたしましては、市内のボランティア団体や個人の活動状況の把握と、ボランティアを必要とするニーズの把握に努め、情報提供を進めること。さらには、ボランティアへの啓発を図ることと考えております。また、美濃市独自で、こうした団体や個人が賠償責任を問われた参加者が、傷害に遭った場合には、市が一括して美濃いきいき保険をもって補てんしております。今後は、庁内の各課と連絡調整を図り、また関係団体や関係者の方々の御意見をいただきながら、ボランティア活動の現状を検証しながら、好ましいボランティアのあり方や啓発について検討してまいりたいと考えていますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に二つ目の、資金援助の充実が必要であると思うがどうかについてであります。本来ボランティアは、一人ひとりが自分の得手を生かしたり、できることで社会貢献をしながら

ら、人とのかかわりを深め、互いに多くのことを学び、生きがい感、充実感を分かち合っていく自主的で自立的なものであると思いますし、無償の原則だと考えます。一方、生活・自然環境課で位置づけたように、環境保全のために必要な事業について、その一部を助成する制度を設けています。こうしたことは道普請の考え方でもありますので、検討してまいりたいと考えていますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に三つ目の、公的施設の利用率や冷暖房費負担に軽減措置を求めるについてでございますが、現在、使用料、冷暖房費の負担につきましては、昨年度策定した平成まちづくり改革大綱に示してありますように、見直しを進めているところでございます。引き続き検討してまいりたいと考えております。その中で減免の基準も整備してまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（児山廣茂君） 市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 西部議員の一般質問の3点目、中濃消防組合における消防力の強化についてお答えをいたします。

まず一つ目の、消防庁が示す消防力の整備指針と現状との乖離について、是正が必要だと考えるかどうかについてお答えをいたします。

平成17年度に消防力の基準の一部が改正され、従来の「消防力の基準」から「消防力の整備指針」と改められました。この整備指針と中濃消防組合の現有人員と比較すると、議員御指摘のように、整備指針と比較して79名が不足していることとなります。

災害の多様化に伴い、全国的に消防体制の整備及び確立を図ることが求められております。中濃消防組合においても、平成12年から平成16年までの5年間における出動回数を見ると、火災件数が平均65件と横ばいの状況にあるものの、救急出動が平成12年の2,885回から1.2倍の3,397回と毎年増加している状況にあります。また近年は、自主防災活動や救急救命活動の指導など、地域の防災力を高める活動も重要となり、市民の安心・安全を確保するために消防力の充実を図る必要性は十分に認識をしております。

改正前の消防力の基準に照らした消防職員の充足率は、全国平均で75%程度と言われておりまして、中濃消防組合の充足率は約63%で、全国平均を下回っております。こうした状況の中で、改正された消防力の整備指針は、この指針を整備目標として、地域の実情に即して具体的な整備に取り組むことが求められております。一方、厳しい財政事情の中で、消防とはいえ、行財政改革の対象とせざるを得ません。短期間に消防力の整備指針を達成することは困難ですが、時間をかけてでも消防力の整備を図れるよう、組合員である関市とも十分に連携をし、中濃消防組合の中で協議をしております。

また、今国会で消防組織法の一部を改正する法律が成立しました。市町村の消防体制の整備及び確立を図るため、市町村の消防の広域化を推進することを目的としております。都道府県が自主的な市町村の消防の広域化を推進する必要があると認める場合には、市町村を対象として推進計画を定めることとなりますので、この進展についても見守ってまいりたいと

思います。

御質問の二つ目、消防署所等の耐震診断や耐震化の計画はあるのかについてでございますが、中濃消防組合管内には御指摘のとおり1本部2署1分署5出張所の建物があり、うち5ヵ所が昭和56年以前の建物となっているところであります。美濃消防署は、昭和47年の建設で、現在の耐震基準を満たしていないと想定されます。計画的に整備するため、中濃消防組合の平成18年度予算として、美濃消防署の建てかえに向けて調査設計費を計上していただいております。移転建設に向け早急に努力をしまいたいと、このように思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

以上をもって答弁とします。

[18番議員挙手]

○議長（児山廣茂君） 18番 西部和子君。

○18番（西部和子君） おおむね理解できる答弁が多かったと思いますので、意見や要望を申し上げて、なお若干の再質問をいたしたいというふうに思います。

まず障害者自立支援法の施行についての最初の、関係者への制度の周知徹底についてでありますけれども、今の御答弁ですと、広報でのPRは全関係者に一応対象にしてPRしたことになりますけれども、あといろいろおっしゃった周知徹底の仕方は、あくまでも対象者の一部の方々ということになるのではないかと思います。現在サービスを利用しておられない方や、これから利用されようとしているような方への周知徹底がおろそかになる可能性があるのではないかとこのように考えますので、せめて相談窓口を明らかにして、その相談窓口を繰り返しPRすることによって、その中で制度の周知徹底を図るというような方法をとっていただけたら、市の労力も少なく済みますし、関係者に徹底も図れるのではないかとこのように思いますので、ぜひそういう方法もとっていただきますよう要望をいたしておきます。

次に、障害程度区分の認定に当事者の意見を反映させるために審査会への出席を求めた問題については、一応今の状況、やり方の中で当事者意見は十分に反映されるという御答弁で、それを是としますけれども、いろいろな物の本や新聞では判定結果に懸念が指摘されているところでもありますので、今後認定をされていく中で不服があったり不満の声があるということがありましたら、そういうときには、ぜひ今私が申し上げたような、審査会への直接の出席を求めるといようなことも考えていただきたいというふうに、これも要望をいたしておきます。

次に、地域生活支援事業での利用者負担の問題でありますけれども、これから地域生活支援事業がどんな内容になっていくのか今検討中でありまして、障害者の方々からは介護給付と訓練等給付に1割の自己負担が必要になって、ほとんどの障害者の方が負担がふえてきたということになると思います。そういう中であって、さらにこれから地域生活支援事業の中で行われるであろうと思われる日常生活用具や補装具の利用者負担というもの

は、また1割徴収するということになりますと、ますます負担が増加するというようなことであるわけであります。ですから、せめて、今この日常生活用具や補装具は所得に応じた負担、すなわち応能負担ということになっておりますけれども、応益よりは多分負担が軽かったであろうというふうに思うわけですが、こういうものもできるだけ、せめて現在の負担をふやすことのないようにしていただきたいと思ひます。例えば、みのりの家作業所へ通所する人たちは、ただいまは無料で当然ありますけれども、これも今後、地域生活支援センターというような格好に移行していくようでありますけれども、有料になる可能性もあるわけでありますから、ぜひそういうことも考えていただきたいというふうに思ひます。

それから職員体制については、いま一度質問いたしたいと思ひます。

1名、健康福祉課で増員はされたということでありますけれども、これは障害者自立支援法の施行に伴う体制の強化ということではないわけでありますから、先ほど私が申しましたように、これからは障害者のニーズをどのように把握するのか、それを地域生活支援事業にどう反映させ、また障害福祉計画にどのように取り入れていくのかというような、将来を展望したそういう計画をつくったり、対応、基盤整備をしていかなければならないというふうに思ひますので、やはり現体制では不十分だというふうに思ひますけれども、答弁者が部長さんですのでちょっと答弁しづらいところもあるかも知れませんが、市長に要望をぜひすると同時に、もう一遍努力のほどを答弁していただきたいというふうに思ひます。

次に、市民ボランティアの活動についての問題でありますけれども、ボランティアバンクの現状と課題については、今私がいろいろ述べましたことは即答弁という形で答弁がなかったように思ひますけれども、ニーズ把握と啓発活動の中へ私が申し上げたようなこともぜひ参考にしてやっていていただきたいというふうに思ひます。

それから資金援助については、ボランティアは無償が原則だという話がありましたけれども、確かにボランティアとして出す労力については無償であるかもしれませんが、その活動に伴ういろいろな経費については、無償ということにはたとえボランティアでもならんのではないかというふうに思ひます。それから使用料や冷暖房費の減免についてもそういう部類の問題だと思ひますので、これは質問いたしますが、答弁の中で大体そういう方向だろうと思ひますけれども、もう一遍質問します。

いわゆるいろんな団体、教育委員会の管轄だけでないところのボランティア団体も含めて、実態をきちんと把握していただいて、どんな活動にどのような経費が要るのかということとをきちんと把握をされて、そして助成制度をつくっていただきたい。その助成の基準も、きちんと見きわめてつくっていただくようお願いをしたいと思います。特に使用料や冷暖房の減免については、まちづくり改革大綱の中で見直しということもあるので引き続き見直すということですが、この改革大綱というのは、どちらかというと経費を節減するという方向での見直しであろうというふうに思ひますので、そうではなくて、ボランティア活動を推進させるために見直し、つくる方向で考えるということであると思ひますけれども、

そういうふうな方向でぜひ検討をしていただきたいというふうに思いますので、これは答弁をお願いいたします。

次に、最後の中濃消防組合の消防力の強化についてですけれども、これは要望をいたしておきます。

一応市長の答弁を了解いたしますけれども、時間をかけてでも整備の方向で進めていくということでもありますけれども、この時間のかけ方が一体どのくらいかということは今のところわかりませんが、きちんと増員の計画を立てて着実に実行していただきたいというふうに思うわけです。この消防体制は、さきにも言いましたように、市民の生命・財産を守るということはもちろんでありますけれども、最近、名古屋市で御承知のように消防士が残火処理の中で亡くなるという悲惨な例もあり、以前にもいろいろあったと思いますけれども、そういう消防士の生命を守る、安全を確保するという点からも、ぜひよろしく願いをいたしたいというふうに思います。

それと発言のついでに、常備消防の問題ではないんですけれども、非常備消防の報酬について若干要望をいたしておきたいと思います。

今度の質問を行うに当たって、県の図書館の方へいろんな資料集めに行ってみましたが、その中に県下の市の消防団員の報酬等の実態という資料があったわけでもありますけれども、これを見ますと、多くは申し上げませんが、美濃市は大変低い、他市と比べて低い状況にあるということがわかりましたので、非常備消防団員の方々も大変御苦労の中でお骨折りをいただいているわけでもありますから、こういうところにもぜひ必要な経費は出していただきたいというふうに要望をいたしまして、2回目の質問を終わります。

○議長（児山廣茂君） 民生部長 渡辺兼雄君。

○民生部長（渡辺兼雄君） それでは、自立支援法にかかわります職員の体制につきましてでございます。

計画を立てながら調査等いろいろございますが、今の係のところでも時期的に多忙な時期が集中することがあるかと思いますが、その部分につきましては、課の中で他の係の応援といたしますか、そういったことをしながら考えていきたいと、こんなふうに今のところ考えております。以上です。

○議長（児山廣茂君） 教育長 後藤正之君。

○教育長（後藤正之君） 西部議員の再質問についてお答えいたします。

NPOとかボランティア活動もいろんなケースが考えられるところがございますが、例えば一概には道普請方式についてもどういうふうかということとは言えませんが、少なくとも労力の提供は無償というようなことのご考えでございますし、そのことについても、それから後に出てきました冷暖房費等のことについてもそうでございますが、関係課とそれぞれ調整を図りながら、今度こうしたことについても、ボランティアの充実ともう一方のまちづくり改革の大綱の両面から検討して、条件整備ができるかどうか研究もしてまいりたいというふう

に、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

[18番議員挙手]

○議長（児山廣茂君） 18番 西部和子君。

○18番（西部和子君） 障害者自立支援法に関する問題で要望だけいたしておきますけれども、確かに課の中で応援態勢をとってやっていくということは、言葉で言えば簡単でありますけれども、特に障害者福祉は大変内容が複雑であって、応援態勢をとろうにも、同じ課であっても、なかなか制度の内容が理解できないというようなことがあって、応援のできる事務というのはそんなにはないかなというふうに思うわけです。ですから、そういうことはもちろんやっていただきながら、なおかつ純増が必要ではないかというふうに思いますので、これからぜひそういう点を考えて、必要などころには増員をするという基本的な立場で臨んでいただきたい。市長に特に求めておきますので、よろしく申し上げます。以上です。

○議長（児山廣茂君） 次に、5番 武井牧男君。

○5番（武井牧男君） 発言通告に従い、4点の一般質問をさせていただきます。

初めに、平成17年度わくわく元気セミナーについてお尋ねをいたします。

食生活等の乱れによる生活習慣病の傾向が若年層にまで見られ、今日、食育に関心が高まっています。また、高齢化社会になり、高齢者の健康寿命を一日でも延ばすことが大きな課題になっています。今後、高齢者の人口が増加するとともに、医療費の伸びにつながるのではないかと考えられます。そうしたために、医療費抑制政策としての施策が展開をされています。

本市におきましても、昨年、民生部市民課において、65歳以上の人を対象に、わくわく元気セミナーが開催され、私は出席させていただきました。セミナーのカリキュラムは、一つ、健康調査（簡単な運動能力測定）、二つ目に講演「快適人生への未来日記」、三つ目に運動指導「転倒予防&若返りエクササイズ」でした。大変中身の濃いセミナーで、参加してよかったと思いました。しかし、せっかく企画されたセミナーの参加者は、下牧地区定住促進センターにおいては定員40名のところ、たった参加者は4名でした。一人でも多くの高齢者が健康で有意義な日々を過ごしていただき、それが医療費抑制につながることを目的に開催されたセミナーだと思います。私の参加した下牧地区の会場の参加状況から推測しますと、その成果が懸念されます。どのような取り組みをされましたのか、以下3点についてお尋ねをいたします。

一つ目に、参加予約とその対応についてでございます。このような出席率ではどうかと思います。事前予約でその数値は掌握されていたと思いますが、どのような参加要請をされたのか、その対策についてお尋ねいたします。

二つ目に、下牧地区以外の会場の参加状況についてお尋ねいたします。

三つ目に、今後の開催について、今後、健康維持の啓発をどのように取り組まれますか、

お尋ねいたします。

二つ目に、健康づくりについてお尋ねをいたします。

介護予防、疾病予防が叫ばれている今日、健康を害する前に、健康維持について真剣に考えなければならないほど、生活習慣病を誘発する生活の乱れ、食生活の乱れが懸念されています。私は、健康づくりの施策をそれぞれの関係する課が個々に単発的に施策を打ち出すのではなく、地域ぐるみに継続的に施策展開をされる必要があるのではないかと思います。

そこでまず一つ、身近なところで健康について学ぶ健康道場のような拠点を設けたらと思います。その施設として、生涯学習センターを利用されたらと思います。その拠点となる生涯学習センター施設のある地域は、高齢化率も高く、健康維持には特に関心を持たなければならない地域だからです。身近な拠点であれば参加がしやすく、多くの方の参加が期待されるからです。

二つ目に、常日ごろだれでも気軽に利用できる施設として、健康維持、体力アップづくりができるような拠点到健康トレーニング機器が設置できないか、お尋ねをいたします。

三つ目に、拠点においては、1年間通した食育、疾病予防、転倒予防、健康体操等、健康づくりのカリキュラムを組み、継続して健康づくり事業ができないか、この3点についてお尋ねいたします。

三つ目に、介護保険制度の改正による地域密着型サービス、その中での夜間対応型訪問介護体制が構築できないか、お尋ねをいたします。

介護保険制度が改正され、今回の改正では、軽度者の方の状態像を踏まえ、できる限り要支援・要介護状態にならない、重度化しない、介護予防を重視したシステムの確立を目指していますが、地域に密着した利用環境の実現が重要と考えられます。特に介護給付サービスの中でも、高齢者にとっては住みなれた地域での生活をだれもが願ってみえることと思います。

今回の介護給付サービスの中で、地域密着型サービスが創設されました。特に独居の高齢者にとっては、在宅介護サービスを受ける際、一番心配なのが、昼間より、夜間の介護給付が受けられるかどうか心配ではないかと思われます。そこで、今回創設されました夜間を含む24時間安心して生活できる体制、夜間対応型訪問介護が必要と思いますが、こうした体制が本市においても構築できるかどうか、お尋ねをいたします。

四つ目に、ツアー・オブ・ジャパン美濃ステージ開催についてお尋ねをいたします。

このレースは、ステージ（区間）と呼ばれる1日ごとのレースがあり、その日終わって最も所要時間の少ない選手がリーダーとなってリーダージャージを着用する、全ステージが終わってこのジャージを手中にした選手がその大会の総合優勝者となる。出場する選手は、本場ヨーロッパなどを転戦しているロードレースのプロ選手と、国内のプロや実業団所属のトップロード選手で、持久力のあるマラソン選手のようなタイプで、1チーム6人で編成され、チーム内から総合優勝者を輩出するために緻密な組織プレーと役割分担が演じられるス

ポーツで、観戦を楽しむスポーツと思われま。

市民の日常生活や健康づくりに、自転車に親しむ市民参加のアメニティー空間を創出するサイクルシティ構想の構築を目指すとともに、国体の自転車ロードレース開催に向けての一つの事業としての位置づけと思ひますが、ツアー・オブ・ジャパン開催誘致について、財政面、運営面について、以下3点について御答弁をお願いいたします。

一つ、開催誘致に際しての予算額はどのくらい必要なのか。一つ、交通規制に対する問題点。一つ、通常の道路状況で特に道路整備はしなくてよいか。この3点について御質問をいたします。

○議長（児山廣茂君） 民生部長 渡辺兼雄君。

○民生部長（渡辺兼雄君） それでは、武井議員の一般質問の第1点目、平成17年度わくわく元気セミナーについてお答をいたします。

このセミナーにつきましては、国保被保険者の健康増進、疾病予防を推進するため、個人個人の健康に対する理解を深め、生活習慣改善に役立てていただくことを目的にした国保総合健康づくり支援事業の一つとして開催したものでございます。

一つ目の質問、参加予約とその対応につきましては、国保被保険者のうち、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳の方々 860名に健康チェックのアンケートを送付し、そのうち回答がありました 650名にわくわく元気セミナーの参加申込書を送付し 109名の予約を受けました。国保被保険者の自主的な参加希望者を対象とする事業であったため、受講申し込み数は少ない状況でしたが、個別での参加要請まではいたしませんでした。

二つ目の質問、下牧地区以外の参加状況につきましては、各地区1回、美濃地区につきましては2回の合計8回を開催いたしました。下牧地区につきましては、予約が11名で、当日の参加は5名でした。その他の参加状況につきましては、洲原地区10名、上牧地区8名、大矢田地区7名、藍見地区9名、中有知地区9名、美濃地区2回で27名の、109名の予約者の中から75名の参加ということでございました。

三つ目の質問、今後の開催につきましては、このわくわく元気セミナーにつきましては、17年度単年度の国の補助事業であり、国保総合健康づくり支援事業の一つとして実施したものであります。今年度はこれにかわる事業として、国の補助事業の国保ヘルスアップ事業を国に申請しているところであります。

この国保ヘルスアップ事業は、糖尿病を初めとする生活習慣病の1次予防に重点を置いた、被保険者個々の健康づくりへの取り組みとして実施いたします。市全体の連携事業である健康増進事業の一つとして、各種健康相談、レセプトに基づく疾病の分析により、対象者個々の健康増進、疾病予防を図るとともに、地域住民の健康に対する意識高揚を図ることを目的として実施いたします。具体的には、肥満の方約100名を抽出し、健康セミナー、食事教室、運動教室などを開催するほか、保健師等による訪問指導を実施し、個人個人に対応した支援を行うものであります。しかし、今後このようなセミナー等を開催する場合には、市

民の健康増進のために、市民に開放して事業のより効率性を上げるため、国保被保険者のみにとどまらず、市民に対しましても市広報、ホームページ等で広くPRするなどして、多くの市民に参加していただく方法を考えてまいりたいと思っているところでございます。

次に質問の2点目、健康づくりについてでございます。

市では、「みんなの願い 健康で長生きを日本一に」という目標を掲げ、わくわく元気プラン美濃21を平成16年3月に策定し、明るく、楽しく、健康づくりの輪を広げてきたところでございます。平成17年度末から保健センターを中心に、保健、医療、福祉、教育の関係課が連携し、健康づくりを推進するに当たって、各種事業の現状把握をするとともに、相互の事業のすり合わせや、今後重点的に取り組む方向の確認などを行い、今年度は各担当課が連携しながら、生活習慣病対策を重点施策として、小児期から高齢期まで、幅広い年齢層の健康づくり運動に取り組んでいるところでございます。

一つ目の質問の、健康づくりの拠点として生涯学習センターを利用したらどうかにつきましては、現在、各地域の設備がある程度整いました公民館などを利用し、事業を行っておりますが、今後、地元の御意見をお聞きしながら、場所やカリキュラムの内容を決め、事業を行っていきたいと考えております。

二つ目の質問、拠点に健康トレーニング機器が設置できないかにつきましては、健康器具の使用につきましては、その人に合った使用方法、器具の管理の問題もございますので、今後検討してまいりたいと考えています。

三つ目の質問、年間を通し、健康に関するカリキュラムを組み、啓発運動を計画してはどうかにつきましては、みんなで取り組む第一歩として「早寝、早起き、朝ごはん」の啓発活動を行うとともに、18歳以上の方を対象に健康道場、基本健診で血糖検査がやや高目だった方を対象にDM 110番の会、おなか回りが気になる方、関心のある方を対象に「おなかぺったんこ作戦」など、その人の関心のあるテーマで参加していただけるような事業を行い、運動、食育、健康体操などにかかわるカリキュラムを組み、事業を行う計画を立てております。また、高齢者を対象に、閉じこもり予防、認知症予防、うつ予防事業や運動機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上などのテーマで事業を進めてまいりたいと考えているところでございます。今後、健康づくりについて、庁内の連携を密にするとともに、各地域のニーズをお聞きしながら事業を進めていきたいと考えております。

次に質問の3点目、介護保険制度の改正による地域密着型サービス、その中での夜間対応型訪問介護体制が構築できないかについてお答えをいたします。

訪問介護は、在宅介護の柱として、これまで指定事業者会議などを通じ、サービスの向上や提供時間の拡大など、利用者本位のサービスの充実に努めてまいりました。特にサービス提供時間の拡大につきましては、将来の24時間在宅介護を視野に入れ、夜間訪問介護の提供体制の整備を進めてまいりまして、現在市内で事業者登録している4事業所のうち、3事業所は時間延長、夜間帯のサービス提供が可能となっています。事業者、担当ケアマネジャー

が利用者、家族へ夜間訪問介護の事業説明など利用の促進に努めていますが、依然、利用率は低く、5月のサービス提供表によります午後6時以降の利用実績では、午後7時までの利用者が1名、午後10時30分までの利用者が1名でございます。これは、本市の場合、市民の生活が都市型ではなく、地域型社会の中で暮らされていることと、夜間介護は家族の手での習慣が定着していることが要因として考えられます。

4月から導入されました地域密着型サービスは、認知症の方や要介護度が比較的重い方でも、住みなれた住宅や地域でできる限り生活が続けられるように、地域ごとの実情に応じた柔軟な体制で介護サービスを提供することを目的に創設されました。本市におきましても、制度の趣旨に従い、現行の夜間訪問介護の充実及び利用の啓発・促進を図りながら、夜間対応型訪問介護に結びつけていきたいと考えておりますので、御理解をお願いし、答弁とさせていただきます。

○議長（児山廣茂君） 教育長 後藤正之君。

○教育長（後藤正之君） 武井議員の一般質問の4点目、ツアー・オブ・ジャパン美濃ステージ開催についてお答えします。

美濃市は、「スローライフシティ」をまちづくりの基本に置き、自然に優しく、健康的である自転車を活用したまちづくりとして、サイクルツアー推進事業の推進を図っております。その一つとして、平成24年の岐阜国体では国体自転車競技を引き受け、選手育成やバイコロジー運動を進めております。文化芸術部門の美濃紙の芸術村事業に続いて、特に国際的スポーツ振興の柱として、さらに美濃市を広く国内外にPRする絶好の機会ととらえ、国際自転車競技レース「ツアー・オブ・ジャパン」の誘致を進めているところでございます。

ツアー・オブ・ジャパンは、日本を代表する自転車ロードレースでもあります。ことしは第10回を迎え、5月14日から21日までの8日間に、大阪ステージから最終の東京ステージまで、六つのステージで合計走行距離713キロメートルを、国内、国外の16チーム約100人の選手が参加され、競われました。

来年5月に行われる第11回大会では、奈良ステージと南信州ステージの間に美濃ステージを実施できるものと考えております。美濃ステージの概要につきましては、うだつの町並みをスタートし、下渡橋までパレード走行し、横越から競技がスタートします。大矢田、半道、御手洗、上野、長瀬から前野、そして横越に返ってくる周回コース21.3キロメートルを7周半して、和紙の里会館前をゴールとする約165キロメートルコースでタイムを競うレースでございます。去る5月17日には、飯田市で開催された南信州ステージを関係者約50名で視察をしてきたところでございます。現在、主催者である日本自転車普及協会の理事会が7月に開催され、その場で正式に開催が決定される運びでございます。正式決定を待ちまして、関係機関、団体の協力を得て、美濃ステージの成功に向けて進めていきたいと考えております。

さて、御質問の1点目、予算額についてでございますが、現時点ではまだ予算の細かい詰めはされておられません。昨年の飯田市の例を参考にさせていただくと、広告宣伝費にもよりますが、2,000万円以下になるのではないかと考えております。その財源につきましては、市の補助金が3分の1、自転車普及協会の委託金が3分の1、地元企業等からの協賛金が3分の1ぐらいではないかと考えております。事業計画や予算計画を審議・決定し、関係機関との協議を進めてまいりたいと考えております。御理解を賜りたいと存じます。

次に御質問の2点目、交通規制の問題点についてでございますが、この自転車レースにつきましては、必要最小限の車両の通行しか想定されておられません。したがって、警察等交通規制について協議を進めていくこととなりますが、レースが始まり終了するまでの約4時間から5時間の間、市民の皆様には何らかの形で交通規制をお願いすることになるかと存じます。交通どめや迂回路に対する御協力をお願いしたいと思っております。また、迂回路が全くないところも数カ所ございますので、ある程度の時間を区切って通行を認めていくような方法もとる必要があるのではないかと考えております。これにつきましても、早速に専門部会を設けまして、警察等の指導も得て、地元自治会、企業、商店等、関係する皆様の御理解を賜りたいと存じます。

最後に、通常の道路状況で特に道路整備はなくてよいかについてでございますが、美濃ステージの周回コースを決めるに当たり、大会本部の役員に2回視察をしていただきました。根本的には、県・国にお願いしております大矢田トンネルの整備、あるいは上野・関線、美濃・洞戸線の改修が必要と考えておりますが、大会そのものについては、段差をなくす程度の補修が必要との指摘があり、そのほかには取り立てて大きな要請は来ておりません。大会までの道路整備につきましては、県へ依頼すること、市で進めることを検討して進めていきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

〔5番議員挙手〕

○議長（児山廣茂君） 5番 武井牧男君。

○5番（武井牧男君） 今御答弁いただきましたが、ここで私の要望等を述べておきたいと思っております。

初めの第1の質問でありましたことについては、わくわく元気セミナーについては、ことは継続でなく、また新たなヘルスアップ事業を計画されておりますが、この今度のときについては市民に周知徹底し、参加者が一人でも多く参加できる、そういった体制を、一般的には広報で周知してあるというようなお話をよく聞くんですが、そういった周知だけでは十分でなかったというのが今までの経過だと思います。そういった形で、いろいろ知恵を絞っていただきながら、より多くの方に参加いただき、健康づくりにかかわるような、そんなセミナーにしていきたいと思っております。

また、健康づくりについては、保健センターを中心に、それぞれの担当課がやっぱり連携

しながら、市民全体の健康づくりに取り組まれるというような計画をされておるということで、大変いいなという思いですが、特に今までの開催状況を見てみますと、中央公民館が主体ということで、そういった形で、やっぱり介護保険についても地域密着型というような形で、健康づくりも、地域密着型の拠点づくりをも十分考慮に入れながら進めていただきたいと。

また、健康器具についてですが、これは閉校後の生涯学習センターにおいては、それぞれ子供の遊具が古くなれば取り外して新しく交換されるということがなくなってきている現状の中で、ある行政においては、高齢者を対象とした健康遊具、そういったことが、近くでは各務原なんかは取り入れられたということも聞いております。そういった形で、健康という名のつく施策に対して、広い意味でのそういった遊具、高齢者にとって使えるような遊具もそういった施設に置かれたらということで、ちょっと述べさせていただきます。

それから3点目の介護の給付の関係ですが、保険者は当然、給付を被保険者から求められたとき、それをするのが当然の義務であります。そういった形で、今発表の中では、数少ない状態の人がそういった深夜に、10時以降そういった形で利用されているという数字もお聞きしましたんですが、安心して暮らせる、そういった体制づくりはやっぱりしていただくということが大事かということで、前向きにそういった形の取り組みをしていただきたいと思います。

それからツアー・オブ・ジャパンについては、コースとか、こういったことについては今説明を受けたんですが、実際実施するに当たってどういったハードルを越えなければならないかというような、細かい細部についてのお話は承ってはおりませんでした。そういった中で、予算額の概算ではおよそ2,000万円ぐらいの財源が必要ではないかと。その中では、市の補助金が3分の1、自転車普及協会の委託金が3分の1、あとは地元企業からの協賛金として3分の1、そういった形で資金面を調達というような案を持たれたと思うんですが、地元企業からの協賛金についても、大変その部局にはお骨折りいただかなければ、なかなかこういった時代ですので、そのお金が難しいんじゃないかと私は思うのですが、そういった形で、こういったツアー・オブ・ジャパン本部から7月に正式決定されるというお話を今聞きましたんですが、そういった私たち、そうした正式決定がされる以前に、いち早く関係機関にそういった諸問題について細かい説明がされるべきだということで、そういった場をつくっていただくことを要望し、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（児山廣茂君） これより10分間休憩いたします。

休憩 午後1時58分

再開 午後2時08分

○議長（児山廣茂君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

1番 太田照彦君。

○1番（太田照彦君） 質問のお許しをいただきましたので、2点ほどさせていただきます。

質問1点目、市内における空き家、廃工場等の現状と、子供たちが安全で安心して暮らせる環境対策について。

昨年の広島、栃木と、相次いで女子児童が殺害されるという事件を受け、子供たちの安全を守るため、これまでの取り組みのほか、全国で新たな取り組みが行われております。当市におきましても、昨年12月、美濃市緊急子ども見守り隊を組織するとともに、地域ごとに子ども見守り隊が発足、通学路の点検や児童・生徒の下校時を中心に通学路のパトロールなど、地域ぐるみで子供の安全に取り組んでいただいております。

各地でこうした取り組みが行われているにもかかわらず、少年少女がかかわる事件が後を絶ちません。4月に、中津川市において中学生が空き店舗で殺害されるという事件が発生しました。この店舗は施錠がされておらず、出入りが自由にできる状態で、住民の目の届きにくい場所で起こった事件であり、県では安全・安心まちづくり全体連携会議を開催し、県内の廃屋や空き店舗 3,244件のうち、人の出入りが認められる 121件について調査を行う方針を決めたと報道されています。

そこで、当市でも、人目につきにくく、人の出入りやたまり場になりやすい空き家、廃工場が何件ほどあるのか。また、こうした空き家等に対し、子供たちの安全のため、どのような指導・対策がとられているのか。安全で安心して暮らせるため、空き家等に対する環境対策について教育長にお尋ねいたします。

質問2点目、ケーブルテレビによる地域情報について。

市では、本年度、ケーブルテレビ導入に向け進められておられ、市民の皆さんに、市独自の料金コースや福祉的助成制度を含め、地域情報をテレビを通じて届けることなどの説明会が開催されているところであります。今の時代、テレビがない世帯は皆無と考える中で、ケーブルテレビ網整備は、高齢者の方々が必要とされる福祉情報や、インターネットの高速活用を必要とする若い世代の方々や企業が期待するところであります。

こうした中、私たちが住む牧谷地域は、市の北部にあり、難視聴地域で、現在は「広報みの」による紙面情報や同報無線、携帯電話による災害情報が提供されておりますが、テレビでもこうした情報やイベント、市の行事などがより多く伝えられることは、市民にとって興味深く、特に地域情報は身近なもので、非常に関心が高いものと思います。

そこで1に、具体的にどのような内容を考えておられるのか。2に、地域情報として放送を予定されているのはいつごろなのか、お考えを総務部参事兼総合政策課長にお尋ねいたします。

以上2点についてお願いいたします。

○議長（児山廣茂君） 教育長 後藤正之君。

○教育長（後藤正之君） 太田議員の一般質問の1点目、市内における空き家、廃工場等の現状と、子供たちが安全で安心して暮らせる環境対策についてお答えいたします。

新年度が始まったばかりの4月、中津川市の女子中学生が殺害されるという、あってはならない痛ましい事件が発生しました。この事件の発生場所が現在使われていないパチンコ店で、施錠もされておらず、だれもが自由に出入りすることができる施設であったことは、盲点であり、大きな反省点としてクローズアップされました。

本市においては、この事件を受け、早速学校ごとに、生徒指導上配慮を要する空き家、廃工場等の調査をいたしました。その結果、本市におきましては44カ所を把握しております。それぞれの学校では、既に昨年度、安全マップを作成し、地域見守り隊のパトロール等に活用しておりますが、今年度新たに生徒指導上配慮を要する空き家、廃工場等を加えた安全マップを作成し、パトロールに活用するのはもとより、保護者や自治会を通じて広く地域に周知を図っております。ただ、施設の管理はそれぞれの管理者に責任を負っていただくこととなります。

学校や地域見守り隊としましては、児童・生徒にこうした施設への立ち入りをしないよう指導するといった安全指導、また地域の皆様へのこうした施設があることの周知と、気にとめていただくことをお願いをするといった予防措置を講じております。さらに、市の少年補導センターにおいては、従来から70数名の補導員の方が数人の小班に分かれて市内を定期的に巡回し、青少年の非行等の未然防止に努めていただいておりますが、補導員の皆様にも空き家、廃工場等の情報を提供し、十分な監視をお願いしたところであります。

これまで述べてまいりましたように、子供たちが安全で安心して暮らせる環境対策を市民と一体となって進めたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（児山廣茂君） 総務部参事兼総合政策課長 平林 泉君。

○総務部参事兼総合政策課長（平林 泉君） それでは、太田議員の質問の2点目、ケーブルテレビによる地域情報についてお答えをいたします。

ケーブルテレビの導入につきましては、昨年から市政懇談会、テレビ共同受信施設組合の役員や組合員、そして自治会を中心に、一つ目に、2011年7月以降のテレビのデジタル化に伴う難視聴解消対策と多チャンネル放送の受信、二つ目に、インターネット環境の整備、三つ目に、地域情報や防災情報の提供などの課題を解決する方法として、ケーブルテレビの必要性を機会あるごとに説明をしてまいりました。また、かねてから国や県に対しまして事業に対する助成をお願いしてきたところですが、ようやく本年4月27日、事業採択の内示がございまして、これを受け、交付決定後の事業実施に向け取り組んでいるところでございます。今後も市民のケーブルテレビに対する理解をより深めるため、テレビ共同受信施設組合、自治会への説明会や「広報みの」を利用した説明を引き続き推進するとともに、事業者と同事業の実施について細部にわたり協議をしてまいりたいと思っておりますので、議員皆様にも御理解と御協力をお願いする次第でございます。

議員御質問の一つ目でございますが、具体的にどのような内容を考えているのかという点でございます。

地域情報につきましては、事業者が独自に持つチャンネルの中で、美濃市の放送時間帯を委託契約いたしまして放送するものであります。現時点で考えられます放送の内容といたしましては、市民の生活に密着した健康、福祉、教育、防災などの行政情報や、イベント、観光情報、市の行事のお知らせなどが考えられます。さらに、将来的にはボランティア団体や市民から市民へのPRタイムなど幅広く考えられますが、具体的な内容につきましては今後検討してまいります。また、こうした放送は、市内はもとより、ケーブルテレビ提携ネットワークを利用した情報発信も考えられ、美濃市をPRする広報活動の一つとしての利活用が期待できるものと思っております。

次に、同じチャンネルを利用した防災情報につきましては、緊急時の情報を文字情報としてテレビ画面でお知らせするもので、具体的な取り扱いなどにつきましては今後関係者と協議してまいります。

御質問の二つ目、地域情報として放送を予定されるのはいつごろかについてでございますが、来年4月のケーブルテレビ開局に向けて取り組んでいきたいと考えております。ケーブルテレビを利用した情報発信は、「広報みの」と同様、広報活動の一つとして非常に重要な役割を担うものでありますので、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（児山廣茂君） 次に、17番 塚田歳春君。

○17番（塚田歳春君） 私は、一般質問3点について行います。

まず1点目は、道の駅についてであります。

この道の駅につきましては、これまで議会で再三取り上げ、そしてその結論は、この道の駅は市民の皆さんの要求度から見て優先順位が低いのではないかと。また、本来こうした道の駅は民営で実施される、こういう事業に市は手を出すべきではないと。さらに、まして厳しい市の財政状況の中で、今実施に踏み切る、そういう必然性が認められない。そして、その道の駅が市の活性化に結びつくかといえ、それは非常に科学的な論証が不十分で、またその採算性についても負担が増す、そういう危険性があること。そして、市民の皆さんの理解が十分に得られていないということを考えてきまして、そしてそういう理由から私どもは反対をしてきました。残念ながら、議会では賛成多数により18年度の予算も決まり、いよいよ道の駅そのものの建設に入る段階になってきました。そこで、これまで明らかになっていなかったことについて3点ほど質問したいと思います。

まず第1点に、人件費や施設の維持管理費はどう捻出されるのか、質問いたします。

当然考えられるのは販売業者から徴収する手数料だと思っておりますが、人件費はどんな雇用形態をとるかで決まってくると思いますが、年間どのくらいを予想してみえるのか。また、施設の維持管理費はおよそ幾らぐらいを見込んでいるのか。また、そのために業者からの手数料を幾ら

にすれば採算が合うようになるのか、そのことについてお尋ねをします。

そして二つ目には、生鮮野菜を販売するために 200軒の農家が必要と言われておりますが、本当にこの農家の 200軒というものは確保できるのか、質問いたします。

既に出荷されている農家の方々は、これまで農協や、あるいは市場、こういうところで何らかの出荷をされ、ルートが決まっているというふうに思われますが、200軒も本当に協力してもらえる農家ができるのかということでもあります。実は、私はこの問題を考えるに当たりまして、美濃加茂に昭和村というのがございます。そこへナシを出荷してみえる業者の方から聞きました。やはり手数料がどれだけ取られるのかというようなことがありまして、いろいろ問題があったということで、そのルートや手数料を決めるためにも3年ぐらいかかったという話であります。ですから、これからこれはやられるわけではありますが、実際200軒もの農家の協力が本当に得られることができるか、その見通しについてお尋ねをしたいと思います。

また三つ目には、採算性についてお伺いをいたします。

この問題は、前の議会のときに市長答弁で17年度中には検討すると、こんなことを言われておりましたが、どんなやり方をすると採算が合うのか、質問をしたいと思います。現在私たちが行っている道の駅のアンケートでも、採算性について心配だ、税金で補てんすることは絶対にやめてほしいといった意見が多く寄せられております。赤字を出さないやり方はどんなやり方か、答弁をお願いしたいと思います。

次に質問2点目、単独を選択した美濃市は、子育て支援策として乳幼児医療費の無料化の助成枠の思い切った拡大ができないかという質問でございます。

今、市民の中には、美濃市は単独の道を選択したが、以前の市政とあまりかわりばえがない。市長は「キラリと光る」と言われるが、全く光が見えてこない。施策を絞り込んで、この面では他市とは比べ物にならないほどずば抜けて進んでいる面を出してほしいと、そういう声をよく聞きます。施策としては総花的にならざるを得ない面がありますが、市民の皆さんが望んでおられるのは、他の施策は少し我慢してでも、美濃市民として他市に誇れる自慢のできるもの、それこそ、キラリと光るものを出してこそ、単独の道を選択してよかったんだというふうに言われるのではないのでしょうか。私たちが今行っている道の駅のアンケートにも、道の駅をつくるより、その前にもっと力を入れてほしいことは、子供を育てやすい環境をつくってほしい、そういう多くの要望が寄せられております。こうした要求は、子育て真っ最中の親さんの切実な訴えであります。それは市民の皆さんの要求でもあります。

18年度の施政方針で、三つの最重要事業の一つとして少子・高齢化対策が盛り込まれておりますが、それを見る限りでは、そんなに他市とずば抜けているとは思われません。子育て支援策といっても多岐にわたり、例えば低廉な住宅の供給、保育料の負担軽減、また児童センターの充実、あるいは学童保育の施設整備、乳幼児医療費の助成等々です。今回は、この乳幼児医療費の枠の拡大について質問をいたします。

少子化社会と言われ、国もその対策として、エンゼルプランを94年から99年、また新エンゼルプランを2000年から2004年まで打ち出しましたが、少子化傾向には歯どめがかからず、今度は少子化プラスワンを策定し、男性を含めた働き方の見直し、地域における子育て支援策など打ち出し、2003年にはプラスワンの具体化として次世代育成推進事業法を成立させ、自治体にも計画策定を義務づけました。美濃市も2005年に作成しておりますが、そこには基本施策、あるいは具体的な取り組み目標などが設定されており、2005年を初年度として、2009年までの5カ年を前期、2010年から2014年度までの5カ年を後期とし、後期計画は前期計画の検証を行った上で見直すとしております。

当然、乳幼児医療費の無料化についても前期計画で目標設定され、小学生まで段階的に検討するとなっております。その計画のもと、新年度から入院に限り小学校6年生まで無料化が拡大されました。しかし、前期の計画では、いわゆる2009年までは小学生に限られております。この乳幼児医療費の助成については、全国からの議会での意見書や、また県民の大きな運動で、今年度から県も一定の助成を行い、国も何らかの助成を行うようなことも聞き及んでおります。国も県も助成を行うようになれば、その分、市の財政の負担も軽減されることから、この際、思い切って義務教育終了まで拡大できないか。県下では、笠松町が先陣を切り、それが人口の増加にもつながっております。他市より進んでいる面を出してこそ、単独の道を選択してよかったと市民の皆さんにも喜んでもらえるのではないかと思います。ぜひ思い切った決断をしてほしいと思いますが、いかがでしょうか、お尋ねをいたします。

質問の3点目、来年度から始まる農林水産省の品目横断的経営安定化対策はどんな内容か、また中山間地である当市ではどんな影響を受けるのか、質問をいたします。

私が新聞や、あるいは農協の説明で受けた認識は、この政策、いわゆる政府が進めようとしている品目横断的安定化対策は、米や麦、大豆などの5品目にある現在の価格保障を廃止し、一定規模以上の農家や組織に限定し、助成金を支払う対策であります。北海道を除く都府県は4ヘクタール以上の農家に限られること、また地域の農家が共同して運営する20ヘクタール以上の集落営農組織をつくらないと、これまでのような助成金はなくなるということであります。仮に対象にならないと、これまで小麦の安定化資金は1俵約6,900円、これに販売価格約2,300円を加えた9,200円が収入でありましたが、対象外になると販売価格だけが収入になり、肥料、機械代を引くと、とても経営はできない状況になってしまいます。政府はこのハードルを越えられるのは全体の3割と言っておりますが、もっと多くが対象外になるというような見方もございます。

もう一つが、20ヘクタール以上農地を集め、集落営農組織をつくるのが条件になっております。こんなことが中山間地の美濃市でできるのでしょうか。政府は中山間地域は緩和措置をとるとしてはいますが、それでも美濃市は対象外になるところがほとんどのようです。要するに、今回の品目横断的経営安定化対策は、これまでの米や麦、大豆などの品目ごとの価格政策、経営安定化対策を全面的に廃止し、一部の大規模経営と一定の要件を満たした集落組

織に助成の対象を限定する仕組みに変えるものであります。

このように、大多数の生産者を担い手と位置づけず、規模を拡大した農家だけが担い手となる今回の品目横断的経営安定化対策は、国民多数の願いである自給率の向上も全く見込めません。欧米諸国は、健全な農山村の維持が安定した社会にとって不可欠という立場で、積極的な振興策をとっております。世界最低水準の食糧自給率を向上させるためには、今ある農家や集落営農を大事な生産の担い手と位置づけ、生産価格の安定、あるいは下支えを確立することこそ、日本の農政に求められていると思います。

そこで、中山間地である当市では大部分が兼業農家であるが、どんな影響を及ぼすのか。また、美濃市において4ヘクタール以上の農家は何軒あるのか、それは農家全体の何割なのか。さらに、20ヘクタール以上で集落組織ができる可能性はあるのか質問をして、1回目の質問を終わります。

○議長（児山廣茂君） 市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 塚田議員の一般質問の道の駅についての1点目の、人件費や施設の維持管理費など、どう捻出するのかについてお答えをいたします。

この道の駅「美濃にわか茶屋」の運営につきましては、先般の全員協議会で御説明いたしましたように、4月に成立いたしました株式会社美濃にわか茶屋を指定管理者として運営を委託する予定ですが、人件費や施設の維持管理費などの費用につきましては、農産物の直売所や地域の特産物を初めとする物販部門での手数料収入、飲食部門の売り上げ収入、自販機収入及び施設の利用料収入などで賄う予定でございます。現在、株式会社にわか茶屋において、経営収支予測をさらに厳しく見直し、検討がされております。

職員の雇用形態につきましては、一部の正規雇用社員と、その他アルバイト・パートタイマーになるものと考えております。また、現在検討しておりますが、飲食は直営とするため、さらに雇用がふえるものと思われまます。

2点目の、生鮮野菜を販売するため200軒の農家が必要と言われるが確保できるかにつきましては、現在200戸を目標に、各生産組合の組合員や各種グループ及び認定農業者などの方々に説明会やアンケート調査を実施し、出店への啓発を進めております。また、今年度の予算では、道の駅への農産物出店計画者にはパイプハウスの補助も行うこととしておりますので、認定農家など大規模生産者以外にも、余った農産物を近所へ配っていた多くの自家消費型の農家の参加をいただき、新たな販売チャンネルとして地域の農業振興にもつながるよう今後は広報などの啓発や説明会を開催し、積極的に出店者の確保に努めていきたいと思っております。

3点目の採算性について、議会答弁で採算性のあるやり方を17年度中に検討するとされているが、どんなやり方をするのかについてお答えをいたします。

平成17年度6月の市民各層による道の駅実施計画専門部会からの提言書においては、収益部門は採算性確保が必須であり、経営感覚にすぐれた人材の登用を行い、収益部門による道

の駅運営費の確保を図ることが大切であるとされ、事前採算性予測においては経常利益を年間 500万円との予測提言をいただいておりますが、経営につきましては、市民初め出資団体からも最も関心の高いことの一つと認識しております。提言書における道の駅運営方針案や事前採算性予測などを参考にし、会社設立にあわせて徹底的に見直しをして、農産物も直販として、売り上げから販売手数料をいただき、食堂は採算性を考え軽食とし、約60席を確保し、直営とし、利益を多く考えております。また、特産物や土産については数十%の販売手数料とし、粗利を確保していく考え方であります。こうした観点から、株式会社美濃にわか茶屋において、さらに検討を加えた議論が重ねられておるところでございます。黒字経営は美濃にわか茶屋出資構成団体全員の不退転の共通認識でありますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

塚田議員の一般質問の2点目、単独の道を選択した美濃市は、子育て支援策としての乳幼児医療費無料化の助成枠の思い切った拡大ができないかについてお答えをいたします。

全国的に広がる少子化の流れの中で、家庭、地域、社会の変化とともに、子供を取り巻く環境は大きく変化をしているところであります。次世代を担う子供たちが健やかに生まれ育つ環境を総合的に整えていくことが重要な課題となっております。

当市では、地域の特色を生かした「住みたいまち 訪れたいまち 美濃市」の実現を目指して、少子・高齢化対策を最重要課題の一つとして取り組んでいるところであります。子供の成長と子育てを地域全体で支援する取り組みを推進する指針として、美濃市次世代育成支援対策行動計画を平成17年度に策定いたしましたところでございます。この計画は、未来を担う子供たちが心身ともに健康で健やかに成長していけるため、環境整備の推進を目的としています。また、この行動計画は子育てについて、保護者が第一義的な責任を有するという基本的な認識のもとに、その周囲の人々との協働により、だれもが安心して子育てのできる、みんな子育てするまちを目指しております。現在、行動計画で具体的な取り組みの目標を設定し、少子化対策の事業に積極的に取り組んでいるところでございます。

医療費の無料化につきましては、これまで就学前の乳幼児の入院・外来とも無料化をしておりますが、より制度の充実を図るため、18年度から小学校1年生から6年生までの入院の無料化を議員御指摘のとおり実施をいたしました。次世代育成支援行動計画では5年間で小学生6年生までを目標としているところでございますが、前向きに検討し、平成19年度にはさらに充実してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（児山廣茂君） 経済建設部参事兼産業課長 村井純生君。

○経済建設部参事兼産業課長（村井純生君） 塚田議員の一般質問の3点目、来年度から始まる農林水産省の品目横断的経営安定対策はどんな内容か、また中山間地域である当市ではどんな影響を受けるのかについてお答えいたします。

国においては、地域農業における担い手の圧倒的な不足や、耕作放棄地の増加による農地

が減少する中、WTO（世界貿易機構）の農業交渉の推移など、国際化の進展を予測し、平成15年12月から約2年にわたり議論が重ねられ、17年3月に新たな食料・農業・農村基本計画が策定され、大きな政策転換がなされることとなりました。

新たな政策では、我が国の主に土地利用型農業における構造改革と、WTO農業交渉における国際規律の強化に対応しようとするもので、この中で、1. 品目横断的経営安定対策、2. 米政策改革推進対策、3. 農地・水・環境保全対策を内容とする経営所得安定対策大綱が位置づけられました。内容につきましては、今まですべての農家を対象としてきた品目ごとの価格政策から、担い手の経営に着目した所得政策に大きくシフトするものであります。

この中で、塚田議員御質問の品目横断的経営安定対策につきましては、現在の麦作経営安定資金や大豆交付金などの品目別対策を見直し、担い手の農業経営に着目し、一つ目は、諸外国との生産条件格差、すなわち担い手の生産コストと販売収入の差を是正する対策、いわゆる「げた対策」と呼ばれているもので、具体的には、対象品目の麦、大豆、てん菜、でん粉原料用バレイショの4品目は、諸外国との生産条件格差があり、販売収入に比べ生産コストの方が大きくなっているため、国際ルールに対応できるよう、過去の実績に基づく面積支払いと、当該年度の生産量と品質に基づく数量支払いの組み合わせによる生産コストと販売収入の差額補正をするものであります。二つ目には、収入変動緩和対策、いわゆる「ならし対策」と言われるもので、米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用バレイショの5品目を対象として、当該年度の収入と基準期間（過去5年間中3年）平均収入との収入減の9割を補てんするもので、これの資金は、国が3に対し担い手が1の割合で拠出する積立金を充てることとなります。

この生産条件格差対策と収入変動緩和対策の対象者は、担い手と言われる認定農業者及び特定農業団体またはこれと同様の要件を満たした集落営農組織で、一定以上の経営面積が必要とされ、認定農業者の場合は4ヘクタール、集落営農組織の場合は、経理の一元化や法人化の計画、集落などの地域の農地の3分の2以上を利用集積するなどの要件を満たし、20ヘクタールとされておりますが、美濃市では、中山間地域の特例で認定農業者の場合2.6ヘクタール、集落営農組織の場合は10.8ヘクタールとなり、幾つかの条件を満たす必要があります。

塚田議員お尋ねの、市内における4ヘクタール以上の農家は何軒かにつきましては、水田耕作だけに限れば2軒であります。比率で言えば、全農家数712軒中0.28%となります。担い手の基準となる2.6ヘクタール以上の農家は7軒で、比率は0.98%となります。集落営農組織につきましては、面積的には可能な集落はあっても、麦、大豆の対応を考えると、土壌や設備投資などの問題もあり、難しいのではないかと考えられます。経営規模がそれなりの地域と、米以外に麦、大豆、てん菜、でん粉原料用バレイショの産地においてはメリットがあるものですが、市内の農業につきましては、米作中心の野菜、花卉類、あるいは種子が主な農業生産となっており、認定農業者には22人が認定されておりますが、今回の新たな政策

における担い手に移行するためには、種子については米作とは認定されないことや、新たに麦、大豆に取り組むとなると、これに伴う農業機械、施設等の資本投資など大きな問題もあり、美濃市において品目横断的経営安定対策を適用・普及していくには幾つかのハードルがあるものと思っております。

今回の品目横断的経営安定対策は、大まかには以上のような政策ですが、現在行われております水田の転作や自己管理保全などの生産調整に係る米政策は、米政策改革推進対策へシフトされ、引き続き制度としては存続いたしますので、美濃市における農業生産現場では大きな変化はないものの、担い手として認定された場合は、より有利な制度と考えております。美濃市におきましても、高齢化に伴う耕作放棄地の増加など大きな問題と考え、今までに認定農業者との懇談会や各地区の農事改良組合長さんへの説明会を行ってまいりましたが、今後とも県やJAとも連携し、啓発・説明に努めてまいりたいと考えております。

以上で塚田議員の質問の3点目についての答弁といたします。

[17番議員挙手]

○議長（児山廣茂君） 17番 塚田歳春君。

○17番（塚田歳春君） まず道の駅については、再質問を行います。

今、市長の答弁を聞いておりましたが、現段階ではほとんど決まっていないと。例えば1点目の人件費についても、駅長、あるいは正社員、あるいはアルバイトと。何人正社員を雇って、アルバイトを何人雇って幾らになるかということで、人数が決まらなければ人件費が幾ら要するということは出せないわけでありまして。ですから、今の段階でこういう状態ですね。これがそんならいつごろまでに、そういう人件費は幾らかかるんだと、それからまた維持管理費はどのくらいになるんやということが明確になる、いつごろなるんですか。こういうことで本当に、これから、これは市だけの考えではできないと思うんですが、今の第三セクターでやられるもので、その中でいろいろ話し合いされると思うんですが、非常にそこら辺が、今答弁を聞いていても、まだ今の段階ではわからんというような印象を受けたんですが、そんなことでどうなんかというふうに思いますので、いつごろまでにそれがはっきりされるのかということをお尋ねします。

それから二つ目の農家の確保についても、やっぱり農家の方々がじゃあ道の駅へ野菜を出荷しようというふうに考えられるのは、どんだけの手数料が取られるのかというところが決まってこんど、考えの基準がわからんのですね。その手数料をそんなら幾らにするんだということもまだ決まっておらんというふうになると、それを決めて、それも一方的に決めれんと思うんですが、それからまた農家の人に説明したり協力を願うというふうになると、本当にこれはできるのか、間に合っていくんかという心配すらするんですが、そこら辺の本当に見通しはあるのかどうかということをお尋ねしたいと思うんです。

実は、担当課でいろいろ打ち合わせをしておる段階で、例えば、これまで大きく経営してみえる農家の皆さんは市場だとかJAの方に出荷されてみえると。そういう人はそういう人

だけれども、そういう人にも協力を願わんたらんけれども、できるだけ今これから農業を始めたい、そういう人にも協力してほしいということと言われておるんですが、そうなれば余計に時間をかけていろいろ協力してもらおうということをお願いをせないかんと思うんですが、本当にそこら辺の見通しが持てるんかどうかということについてもう一度お答えください。

それから採算性についても、今答弁で利益が500万というふうに言われておりますが、じゃあこの500万利益が出る根拠、どういう計算方式で利益が500万は出るというふうに言われたのかわかりません。先ほど冒頭に言いましたように、人件費も決まっていない段階でどうして利益が出てくるんかということになるんですが、非常に矛盾している答えだと思っておりますが、そこら辺をどういうふうに思ってみえるのかということ。

それから、一番市民の皆さんが道の駅で経営について心配されておるのは、言いましたように、市長は全員協議会でもとにかく赤字が出るとは考えておらんということと言いなさったけれども、これは机上の計算で、やってみなわからんというところもやっぱり出てくると思うんですよ。だから、それは万々万が一かどうかわからんですが、もしそうなった場合には市はどこまでそれを補てんするつもりでおるんかという一つの線をやっぱり引かないかんと思うんですわ。そこら辺は市長はどういうふうに考えておられるのか、お尋ねをいたします。

それから、あと二つの質問については要望しておきます。

まず乳幼児医療費の無料化につきましては、前向きに検討するというような答弁もございましたので、やはり先ほど言いましたように、本当に市民の皆さんは、美濃市が単独を選択して何かいいこと、何かいいことをやってほしいというふうで、特に子育てをしてみえる皆さん方は子供の医療費、これをもっともっと枠を拡大してほしいという要求もあるわけですので、やっぱり単独でああよかったなと思えるような美濃市をつくるためには、こういう施策をどんどんとやっぱり、よその市よりかぬきんで美濃市は一生懸命やっておるといところをぜひ見せてほしいと思いますので、ぜひ検討をお願いしてほしいと思います。

それから三つ目の品目横断的経営安定化対策につきましては、これは私の考えを述べておきます。

答弁でもありましたが、美濃市では圧倒的多数の農家が担い手としての対象からふるい落とされるというわけで、例えば緩和措置であります2.6ヘクタール以下、こういう農家などの方々は、例えば米をつくる場合には今までは価格保障があったけれども、それがなくなるということになると大きな打撃を受けるということがありますので、やっぱりそうなれば、もうこれから農業もつくらずにおこまいかというふうで、ますます耕作放棄地がふえていくというようなことも懸念しております。

今、日本の穀物の自給率はわずか28%です。人口1億人以上の国で異常に低くなっております。また、米についても消費が生産を上回っている。それは中国が今生産を減らしている

ということが大きな原因になっておるようでございますが、2006年度の期末在庫は16%に減ってしまったというようなことが言われております。これは12年ぶりの低水準になるというふうにも言われております。これは私がそう言ったわけでありません。農水省の海外食糧自給レポートでそう言っているわけです。ですから、本来農業というものは、農業を続けたい人、また農業をやりたい人、そういう人を大事な担い手として、また生産価格の安定だとか、そしてその下支え、それを確立して農家を応援する、そういう農政にしなければ私は本当に農業の将来はないと思います。

実は私も農業を少しばかりやっておりますが、よく皆さん言われます。何をやっておるんやと、持ち寄る方が高くなるやないかという話があります。確かにそうです。機械代、そういうものを払ったら何をやっておるかかわらんという状況もありますが、やはり農地を守っていかう、そして国土を守っていかうという考えと同時に、自分でつくった野菜を食べたい、米を食べたいということでやっておるんですが、そういうような方もすべてやっぱり農業の担い手というふうに私は思いますので、ぜひこちら辺も考えられて、本当に美濃市独自の農業政策、それを本当に今確立してほしいと思うんです。国は国として一定の方針がありますが、そういう中でも美濃市の農業をどう守っていくのかということを真剣に考えて今後対応していただきたいと、このように要望しておきます。以上で終わります。

○議長（児山廣茂君） 市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 塚田議員の再質問にお答えをしたいと思います。

この採算性、あるいは経営についての具体的なスケジュール等、今後の問題点について御指摘がございました。

このことについて、まず職員の募集等についてのスケジュールをお答えしたいと思います。なるべく広く人材を募集し、有能な職員の確保が必要と考えておまして、時期的なものにつきましては、費用との兼ね合いもありますが、現在会社での議論が進められておまして、9月ごろまでには決定をしたいというふうに考えております。その内容は、正規駅長・管理部門、パート・アルバイト、合計、正規の職員が2名、パート・アルバイト3名、計5人という内容であります。なお、この中には食堂等の職員は含まれておりません。

それから2番目、収入の主なもの、農産物などの販売手数料はいつごろ決定されるかありますが、現在内部で検討されておりますが、何とかその農業者等も一緒になりながら8月ごろまでには決定していきたいと考えております。目安としては10%程度を考えております。

3番目、経常利益 500万の根拠でございますが、実施計画専門部会の事前採算予測としては、計画交通量は1万 9,642台、立ち寄りの比率が2%ということですが、魅力のあるサービスを提供することによってこれをさらに向上させていくということが現在検討されております。また、提言書による費用などの概算見込みとしては総売上が1億 6,870万ということになっておりますが、農産物は委託を考えておりましたので、委託手数料 400万円し

かこの中には含まれておりません。これを直販方式に変えることによって数千万円から、さらに今農産物の委託数量としては4,000万程度ということになりますので、10%で換算すると。もっと多くが望めるというふうに思っておりますし、食堂につきましてもテナント計算をしておりますので、この総売上の中に入っておりません。テナント料だけです。これらについても数十%の粗利が見込まれるので、総売上がかなり増加してくると思われまます。それに伴い、売り上げの粗利益もふえてくるということでもあります。

したがって、一般管理費につきましても、人件費が1,240万、経常利益5,000万、販売費及び一般管理費、冷暖房費その他として6,070万上がっておりますけれども、食堂の直営、それらによって人件費並びに材料費がふえてくるというものであります。それから飲食の利用率は20%、客単価700円というようなことで大体想定をしておりますけれども、今言ったように、今見直しを進めておまして、十分採算の合うような計画を實踐し、その目標を達成していくようにこれから努力をしていきたいと、このように思うところでございます。そのように、今、株式会社わか茶屋において検討がされているところであります。

また、赤字になったらどう補てんするのかについてでございますが、黒字経営になるよう、株式会社美濃わか茶屋を設立して、民間の視点による効率的、具体的な経営手法を検討しているところであります。赤字の予測は一切しておりません。市としても、このわか茶屋をよく指導して、こうした心配のないように運営するよう十分に指導していくつもりでございます。

以上をもって答弁とさせていただきます。

[17番議員挙手]

○議長（児山廣茂君） 17番 塚田歳春君。

○17番（塚田歳春君） 今市長の答弁について、私なりの意見を申し上げたいと思います。

先ほども言いましたが、これは机の上のいろんな計算方式でこういうふうに出たということがあると思うんですが、例えば今の立ち寄り客数が1日、提言書では630人と、年間20万人というようなことで、1人のお客さんが使う金が700円というようなことが出ておるんですが、実際こんだけの人が立ち寄るかどうかということも、これはほかの道の駅だとか、いろんなデータを計算した上の計算方式だと思うんですが、これも本当にわからんということが事実だと思うんですよ。ですから、やっぱりこういう計算方式でなけなできんということは、やはり道の駅ありきというふうで、それに合わせていくと、何とか黒字になるように。そういうやり方をとってみえるもので非常に難しいところがあると思うんですが、本当にこのことについては、今アンケートをとっておりますが、非常に市民の皆さんも、反対もあるし賛成もありますが、本当にどうなんだと。こんな駅をどうなんだという話もありますし、特に今指摘をしましたように、もうこれ以上市は金を出すなど。道の駅に大体がもう6億も金を出すと、それもけしからんというような話もありますもので、本当に慎重に市民の声にもたれながらやってほしいと思うし、これが今度6月にはもう入札ですか、そういう時期が

来ておるもんで、これをぐっと押しとめるというようなことは難しいと個人的には思っておりますが、やはり市民の声としては非常に厳しい声があるということを市長も真摯に受けとめて、これが市民の期待に反するような結果にならないようにやっぱりやっぱりやっぺらもらわな困りますし、これ以上もう税金の投入は私はだめだと思いますので、その点をよく肝に銘じてやってほしいと思います。

○議長（児山廣茂君） 以上をもちまして市政に対する一般質問を終わります。

ただいま議題となっている議第65号から議第70号までの6案件につきましては、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ各常任委員会に審査を付託いたします。

なお、各常任委員会は会期日程表に関係なく、総務常任委員会は6月15日午前10時から、民生教育常任委員会は6月16日午前10時から、経済建設常任委員会は6月19日午前10時から、それぞれ開催する旨、各常任委員長にかわって告知いたします。

お諮りいたします。議事の都合により、あすから6月20日までの5日間休会いたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児山廣茂君） 御異議がないものと認めます。よって、あすから6月20日までの5日間休会することに決定いたしました。

散会の宣告

○議長（児山廣茂君） 本日はこれをもって散会いたします。

6月21日は午前10時から会議を開きます。当日の議事日程は追って配付いたします。

御苦労さまでございました。

散会 午後3時04分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成18年6月14日

美濃市議会議長 児 山 廣 茂

署 名 議 員 平 田 雄 三

署 名 議 員 日 比 野 豊

議 事 日 程 (第 3 号)

平成18年6月21日 (水曜日) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議第65号 平成18年度美濃市一般会計補正予算 (第 1 号)
- 第 3 議第66号 平成18年度美濃市老人保健特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 4 議第67号 平成18年度美濃市介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 5 議第68号 美濃市ひばり園設置条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議第69号 市道路線の認定について
- 第 7 議第70号 中濃地域農業共済事務組合理約の変更について
- 第 8 議員派遣について

本日の会議に付した事件

第 1 から第 8 までの各事件

出席議員 (1 7 名)

1 番	太 田 照 彦 君	2 番	森 福 子 君
3 番	山 口 育 男 君	4 番	佐 藤 好 夫 君
5 番	武 井 牧 男 君	6 番	市 原 鶴 枝 君
7 番	古 田 勇 夫 君	8 番	古 田 信 雄 君
9 番	岩 原 輝 夫 君	10 番	平 田 雄 三 君
12 番	日 比 野 豊 君	13 番	児 山 廣 茂 君
14 番	加 納 喜 代 彦 君	15 番	市 原 良 英 君
16 番	野 倉 和 郎 君	17 番	塚 田 歳 春 君
18 番	西 部 和 子 君		

欠席議員 (なし)

欠 員 (1 名)

説明のため出席した者

市 長	石 川 道 政 君	助 役	太 田 松 雄 君
教 育 長	後 藤 正 之 君	総 務 部 長	加 納 和 喜 君
総務部参事兼 総合政策課長	平 林 泉 君	民 生 部 長	渡 辺 兼 雄 君

経済建設部長	福井昭次君	経済建設部参 事兼産業課長	村井純生君
教育次長兼 教育総務課長	小椋茂樹君	美濃病院参事 兼事務局長	岩原泰君
総務課長	川野純君	秘書課長	梅村健君

職務のため出席した事務局職員

議会議務局長	吉田金義	議会議務局 次長	古田則行
議会議務局 書記	太田博康		

開議の宣告

- 議長（児山廣茂君） 皆さん、おはようございます。
ただいまから本日の会議を開きます。

開議 午前10時00分

- 議長（児山廣茂君） 本日の日程は、お手元に配付したとおり定めました。

第1 会議録署名議員の指名

- 議長（児山廣茂君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に、14番 加納喜代彦君、15番 市原良英君の両君を指名いたします。

第2 議第65号から第7 議第70号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

- 議長（児山廣茂君） 日程第2、議第65号から日程第7、議第70号の6案件を一括して議題といたします。

これら6案件について、各常任委員会における審査の結果を求めます。

最初に、総務常任委員会委員長 武井牧男君。

- 総務常任委員会委員長（武井牧男君） 皆さん、おはようございます。
総務常任委員会より報告をさせていただきます。

今期定例会において総務常任委員会に審査を付託されました案件につきまして、去る6月15日午前10時から委員全員の出席を得まして委員会を開催いたしました。慎重に審査を行いましたその経過と結果につきまして御報告を申し上げます。

議第65号 平成18年度美濃市一般会計補正予算（第1号）中、総務常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

- 議長（児山廣茂君） 次に、民生教育常任委員会委員長 山口育男君。

- 民生教育常任委員会委員長（山口育男君） おはようございます。

今期定例会において民生教育常任委員会に審査を付託されました各案件につきまして、去る6月16日午前10時から委員全員の出席を得まして委員会を開催いたしました。慎重に審査を行いましたその経過と結果につきまして御報告申し上げます。

最初に議第65号 平成18年度美濃市一般会計補正予算（第1号）中、民生教育常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第66号 平成18年度美濃市老人保健特別会計補正予算（第2号）を議題とし、関係

職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第67号 平成18年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第68号 美濃市ひばり園設置条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告といたします。

○議長（児山廣茂君） 次に、経済建設常任委員会委員長 古田勇夫君。

○経済建設常任委員会委員長（古田勇夫君） 今期定例会において経済建設常任委員会に審査を付託されました各案件につきまして、去る6月19日午前10時から委員全員の出席を得まして委員会を開催いたしました。慎重に審査を行いましたその経過と結果につきまして御報告を申し上げます。

最初に議第65号 平成18年度美濃市一般会計補正予算（第1号）中、経済建設常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第69号 市道路線の認定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第70号 中濃地域農業共済事務組合規約の変更についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

○議長（児山廣茂君） 以上で各常任委員会委員長の報告は終わりました。

ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児山廣茂君） 特に質疑はないものと認めます。よって、委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児山廣茂君） これをもって討論を終わります。

これより採決いたします。

最初に議第65号について、各委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（児山廣茂君） 挙手全員であります。よって、議第65号は各委員長報告のとおり決定いたしました。

次に議第66号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（児山廣茂君） 挙手全員であります。よって、議第66号は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に議第67号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（児山廣茂君） 挙手全員であります。よって、議第67号は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に議第68号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（児山廣茂君） 挙手全員であります。よって、議第68号は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に議第69号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（児山廣茂君） 挙手全員であります。よって、議第69号は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に議第70号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（児山廣茂君） 挙手全員であります。よって、議第70号は委員長報告のとおり決定いたしました。

第8 議員派遣について（採決）

○議長（児山廣茂君） 日程第8、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、都市の抱えるさまざまな問題や課題並びにその対応について討議することを目的として開催される全国都市問題会議に出席し、本市行政の振興に資する

ため、地方自治法第 100条第12項及び美濃市議会会議規則第 157条第 1 項の規定により、お手元に配付いたしましたとおり議員派遣をいたしたいと思います。これに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（児山廣茂君） 挙手全員であります。よって、議員派遣することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。ただいま決定されました議員派遣の内容につきまして、今後、変更を要するときは、その取り扱いを議長に一任願いたいと思います。これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児山廣茂君） よって、さよう決定いたしました。

お諮りいたします。この定例会の会議に付議された案件はすべて議了いたしましたので、会議規則第 6 条の規定により本日をもって閉会いたしたいと思います。これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児山廣茂君） 御異議がないものと認めます。よって、この定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

閉会の宣告

○議長（児山廣茂君） これをもって本日の会議を閉じ、平成18年第 3 回美濃市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時13分

市長あいさつ

○議長（児山廣茂君） 閉会に当たり、市長のあいさつがあります。

市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 皆さん、おはようございます。

平成18年第 3 回美濃市議会定例会が閉会されるに当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

このたびの定例会におきましては、平成18年度一般会計補正予算を初めとする 7 件の議案につきまして、慎重に御審議を賜り、いずれも原案のとおり議決をいただき、まことにありがとうございました。会期中に議員各位から賜りました御意見、御要望につきましては、これを十分尊重し、検討の上、市政に反映するよう努力をする所存でございます。

さて、政府におきましては、経済財政諮問会議の中で、歳出・歳入一体改革において「国・地方間のバランスのとれた財政再建の実現」の名のもとに、地方財政の大幅な歳出削

減、わけても地方交付税の削減などが議論に出ており、「骨太の方針2006」の決定を前に、全国市長会を初め地方6団体は、6月7日、地方分権の推進に関する七つの提言を意見書として国に提出し、一方的な地方交付税の削減のないよう活動するとともに、国・地方を通じた行財政改革へとつながる建設的な議論を国に対して求めているところでございます。

また、地方分権21世紀ビジョン懇談会の報告案の中では、地方債の完全自由化や税源配分の見直し、新型交付税の導入などがうたわれており、全国市長会等では、今後の動向を見ながら必要な諸活動を展開する予定でございます。

これから本格的な梅雨を迎え、体調を崩しやすい時期でもありますので、議員各位には健康に十分留意され、市政伸展のために一層の御活躍を賜りますよう御祈念申し上げまして、閉会のごあいさつといたします。どうもありがとうございました。

○議長（児山廣茂君） 本定例会には、平成18年度一般会計補正予算を初め重要案件が提出されましたが、議員各位の熱心な審議により、ここにすべての案件を議了することができました。議事運営に対する御協力に対し、お礼を申し上げます。執行部におかれましては、成立した案件の執行に当たり、議会の意向を十分に尊重されまして、市政伸展のため執行されますようお願いを申し上げまして、閉会といたします。

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成18年6月21日

美濃市議会議長 児 山 廣 茂

署 名 議 員 加 納 喜 代 彦

署 名 議 員 市 原 良 英

総務常任委員会審査報告書

委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第 101条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	結果
議第65号	平成18年度美濃市一般会計補正予算（第1号）中所管に関する事項	原案可決

平成18年6月15日

総務常任委員会委員長 武井牧男

美濃市議会議長 児山廣茂様

民生教育常任委員会審査報告書

委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第 101条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	結果
議第65号	平成18年度美濃市一般会計補正予算（第1号）中所管に関する事項	原案可決
議第66号	平成18年度美濃市老人保健特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議第67号	平成18年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議第68号	美濃市ひばり園設置条例の一部を改正する条例について	原案可決

平成18年6月16日

民生教育常任委員会委員長 山口 育 男

美濃市議会議長 児 山 廣 茂 様

経済建設常任委員会審査報告書

委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第 101条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	結果
議第65号	平成18年度美濃市一般会計補正予算（第1号）中所管に関する事項	原案可決
議第69号	市道路線の認定について	原案可決
議第70号	中濃地域農業共済事務組合理約の変更について	原案可決

平成18年6月19日

経済建設常任委員会委員長 古田 勇 夫

美濃市議会議長 児山 廣 茂 様